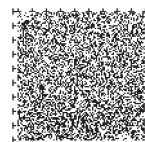


令和元年版環境白書から

愛知の 環境のあらまし



音声コード(S Pコード)
活字文章読み上げ装置
で、情報を音声で聞く
ことができます。



— はじめに —

平成から令和へと新しい時代の幕が開けました。日本一の産業県である本県は、引き続き環境分野においてもトップランナーである「環境首都あいち」を目指し、大気や水環境、地球温暖化、生物多様性の保全、資源循環など様々な課題に向き合い、持続可能な社会づくりを進めております。

この持続可能な社会づくりを実現するための国際目標として、2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」があります。

本県は、これまでもSDGsの理念に沿った様々な施策を実施しているところであり、2019年7月1日には、内閣府から持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市として「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsは17のゴール（目標）で構成されており、そのゴールの中には、気候変動や生態系など環境に関わる課題が数多く含まれています。

今回の環境白書の特集では、特に近年、海洋生物への影響などで大きな問題となっているプラスチックごみ問題に対する取組について、また、目標年である2020年が間近となった生物多様性に関する「愛知目標」の達成に向けた国際連携の取組について紹介しています。プラスチックごみ問題に対する取組は、ゴール12「つくる責任 つかう責任」やゴール14「海の豊かさを守ろう」の達成につながり、生物多様性保全に向けた取組は、ゴール14「海の豊かさを守ろう」やゴール15「陸の豊かさも守ろう」の達成につながります。さらに、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、どちらの取組にも大きく関わっています。

SDGsを達成するためには、より多くのゴールとのつながりを意識して取り組むことが求められており、本県では、SDGs未来都市として、その理念を踏まえ、引き続き様々な施策を展開してまいります。

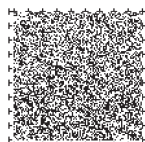
この環境白書が、愛知の環境についての理解を深めていただき、また、県民、事業者、民間団体の皆様がそれぞれの立場から環境をよりよくするための取組を進めていただくきっかけとなれば幸いです。

令和元年12月

愛知県知事 大村秀章

目次

特集1	プラスチックごみ問題に対する取組	1
特集2	生物多様性保全に向けた国際連携の取組 ～「愛知目標」の達成を目指す愛知県のリーダーシップ～	7
	地球温暖化	13
	大気環境	16
	生活環境（騒音・振動・悪臭）	19
	水環境	20
	土壌環境・地盤環境	25
	廃棄物・資源循環	27
	自然環境・生物多様性	30
	環境リスク	34
	人づくり・環境学習等	37
	環境における各種基盤施策	39



海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業への影響など様々な問題を引き起こすおそれがあります。

その中で、海洋に流出するプラスチックごみ（以下「海洋プラスチックごみ」という。）は、環境中での分解が困難であり、海洋生物が誤食する等の悪影響を及ぼします。特に5ミリ以下の微細なプラスチック、いわゆるマイクロプラスチックは、海中での有害物質の吸着が指摘されており、小魚が誤食するなど、食物連鎖を通じた人の健康への影響が懸念されています。海洋プラスチックごみは、世界各地で問題となっており国際的な関心が高まっています。

こうした海洋プラスチックごみは、レジ袋、食品の包装・容器、ペットボトルや発泡スチロールのかけらなど、その多くはワンウェイ（使い捨て）の製品で、ポイ捨てや放置により直接又は河川等を通じて海域に流れ出ているものと考えられており、私たち一人ひとりが考え行動を起こすことが必要です。

また、使用済みプラスチックは、外国政府による輸入規制が行われるなど国際的な問題となり、さらに、2019年5月にバーゼル条約[※]の附属書が改正され、汚れたプラスチックごみが新たに規制対象となりました。このため、今後国内で処理すべき廃プラスチック類の量が増加し、適正処理に支障が生じることも想定され、その対応が求められています。

この特集では、海洋プラスチックごみ問題と外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制等への対応について紹介します。

※ 正式名称：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約。条約に定める廃棄物の国境を越える移動等の規制について、国際的な枠組み及び手続等を規定。



海岸に散乱するごみ
(西尾市・佐久島、2018年10月)



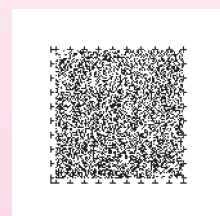
海岸清掃活動
(蒲郡市、2019年5月)

1 海洋プラスチックごみ問題への対応

(1) 国内外の動向

2016年1月の世界経済フォーラム（ダボス会議）の総会において、「海洋に流出しているプラスチックごみ量は、世界全体で少なくとも毎年800万トンあり、このまま何も対策をとらなければ海洋に漂うプラスチックごみの重量は、2050年には魚の重量を上回る。」と報告され、国際的な関心が高まりました。

また、2019年6月に開催されたG20大阪サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）において、海洋プラスチックごみ問題が主要なテーマとして取り上げられ、「大阪首脳宣言」では、2050年までにプ



プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを旨とする「大阪ブルー・オーシャンビジョン」が合意されました。

こうした状況の中、環境省は、2019年5月31日に3R+Renewable（持続可能な資源）を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」を策定するとともに、海洋プラスチックごみ問題への具体的な取組として、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。



G20 大阪サミット
(出典：外務省ホームページ
<https://g20.org/jp/photos/day2.html>)

「プラスチック資源循環戦略」の概要

環境省は、2019年5月31日に、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の禁輸措置等の幅広い課題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

この戦略では、「リデュース」、「リユース・リサイクル」、「再生利用・バイオマスプラスチック」の分野ごとに、目標（マイルストーン）を示しており、この達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図ることとしています。

重点戦略の主な内容は、以下のとおりです。

1 プラスチック資源循環

- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減（レジ袋有料義務化等）
- プラスチック資源の容易で効果的な分別回収・リサイクル など

2 海洋プラスチック対策

- ごみのポイ捨て・不法投棄の撲滅、海洋ごみの回収処理
- マイクロプラスチック流出抑制対策（マイクロビーズの削減の徹底等） など

3 国際展開

- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築 など

4 基盤整備

- 分別協力の文化やリサイクル施設の整備など、ソフト・ハードのインフラ整備等
- プラスチック代替品の開発や転換 など

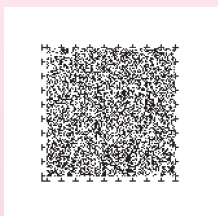
（２）本県の取組

海洋プラスチックごみ問題の解決には、ごみとなりやすいプラスチック製品を減らすこと、そして発生したプラスチックごみは適正に処理し、海や山など環境中に排出しないことが求められており、本県では、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた様々な取組を進めています。

ア レジ袋削減に向けた取組

ごみの削減に関する調査・研究や普及啓発活動を行っている「ごみゼロ社会推進あいち県民会議※（以下、「県民会議」という。）」では、プラスチックごみに重点を置き、情報共有、その削減に向けて地域を挙げた取組を推進しています。

※ 住民、事業者、行政が連携し、ごみゼロ社会の形成を推進し、環境保全、資源の有効利用の促進を図ることを目的に、1993年に設立。事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等の112団体（2019年10月7日現在）で構成。



県民会議では、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、マイバグの利用拡大の働きかけの1つとして、2007年度から「レジ袋削減取組店制度」を実施しています。本制度は、レジ袋の辞退率を50%以上とすることを目標にした県内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録するとともに、顕著な実績を収めている小売店には、優良店としての認定や表彰を行うことで、全県でのレジ袋削減に向けた取組を推進しています。

2018年11月19日にアンフォーレホール（安城市）で開催した「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」では、46店舗をレジ袋削減取組優良店として表彰し、県民会議会長の^{なかにし}大村知事から表彰状を贈りました。



レジ袋削減取組優良店の表彰

イ 県民運動に向けた取組

海洋プラスチックごみ問題については、県内でも関心が高まっており、県民会議での主要なテーマとして取り上げて、プラスチック問題の現状と課題を把握するための研修会を実施しています。

<主な研修会の概要>

- 「陸域～河川～海域のマイクロプラスチックの動態について」
2019年2月27日、^{にへいやすお}二瓶泰雄教授（東京理科大学）
- 「海洋ごみ問題とその対策について」
2019年7月12日、^{なかざとやすし}中里靖室長（環境省水・大気環境局海洋環境室）

2019年10月には、「プラごみゼロ宣言（仮称）等検討会」を開催し、プラスチックごみの削減に向けた気運を高めるため、住民、事業者、行政が一丸となって取り組むとした県民宣言の発信について、学識者との意見交換を行うなど、検討を進めてきました。

今後、2020年1月に開催予定の「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」において、「あいちプラごみゼロ宣言（仮称）」を発表することとしております。引き続き、プラスチックごみの対策について、住民、事業者、行政が連携し、全県を挙げた一大運動となるよう展開を図ってまいります。

ウ 普及・啓発活動の展開

（ア）小・中学校で使える環境学習プログラムや啓発動画の作成

本県では、海洋ごみの問題をわかりやすく理解してもらうため、環境学習プログラムや啓発動画を作成しています。

2016年度には、小学校中学年以上を対象にした環境学習プログラム「^{せいきち}カッパの清吉と海ごみのルーツを探ろう！」を作成し、県内市町村等に配布しました。

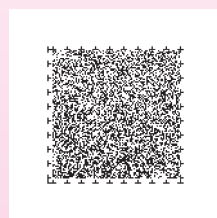
海からの恵み、海にごみがあること、海ごみが生きものに与える影響、海ごみと自分たちの生活のつながりについて考える内容となっており、子どもが楽しく学べるように「カッパの清吉」等のキャラクターが登場するカードゲーム形式のプログラムとなっています。



カッパの清吉

また、2018年度には、中学生以上を対象にした啓発動画「知ってる？あいちのうみのコト～カッパの清吉と学ぶ「海ごみ」問題～」を作成しました。

この動画では、マイクロプラスチックの影響等について詳しく解説しています。また、県内の海岸の映像や活動団体のインタビューなどを交え、海洋ごみを身近な問題として知り、考え、行動につなげていく構成になっています。





「知ってる？あいちのうみのコト～カップの清吉と学ぶ「海ごみ」問題～」の一場面

2019年度は、これら環境学習プログラム等を活用し、学校においてモデル授業を実施するとともに市町村への活用方法の紹介を通じて、環境学習プログラム等の展開を図っています。

なお、これらの環境学習プログラムや啓発動画は、海岸漂着物環境学習サイト「あいちのうみのコト

(<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/>)」でダウンロードや視聴をすることができ、小・中学校の授業やイベント等、様々な環境学習の機会にご活用いただけます。



海岸漂着物環境学習サイト「あいちのうみのコト」

(イ) 海岸等の清掃活動の実施等

本県では5月30日（530（ごみゼロ）の日）から6月5日（環境の日）までの1週間を「ごみ散乱防止強調週間」※と定め、海洋プラスチックごみの原因でもあるごみ散乱に関し、その防止を呼びかける普及・啓発活動や清掃活動などを実施しています。

2019年度は、県庁舎周辺の清掃を実施するとともに、市（蒲郡市及び常滑市）と連携し、海岸清掃活動を実施しています。また、金山総合駅ほか県内主要駅8箇所において、(公社)食品容器環境美化協会愛知連合会議と協力して普及・啓発活動を行いました。

「ごみ散乱防止強調週間」には、51市町村で清掃活動など109の事業が実施され、全県を挙げたごみ散乱防止への気運の醸成が図られました。

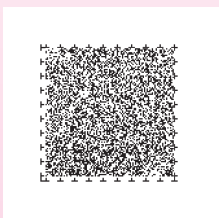


海岸清掃活動（蒲郡市、2019年5月）

また、2019年10月20日に碧南市の大浜漁港で開催した「第6回三河湾大感謝祭」及び2019年11月24日に刈谷市のみなくる広場で開催した「Let's エコアクション in AICHI」において啓発ブースを出展し、環境学習プログラム等を活用した普及・啓発活動を行いました。

本県では、今後も様々な機会を捉え、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を進めてまいります。

※ 2019年度から、環境省と(公財)日本財団が5月30日から6月8日前後を「海ごみゼロウィーク」として設定し、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を推進。本県の活動の一部もこれに賛同した。



2 外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制等への対応

(1) 外国政府による輸入規制等の動向

我が国で発生する使用済みプラスチックについては、国内での処理とあわせて、その一部は、資源として中国を始めとしたアジア地域等へ輸出されています。

一方、中国では、輸入した使用済みプラスチックの中に、汚れていたり、分別が不十分で資源化できないものが含まれており、これらが野焼きや不法投棄されるなどの環境問題が生じていたことから、2017年末に使用済みプラスチックの輸入規制を開始しました。また、他国も追随し、輸入規制の動きが広がっています。

こうした動きを受け、本県からの使用済みプラスチックの輸出量は、2016年度に推計で約19万6千トンでしたが、2018年度では推計で約13万6千トンにとどまっており、今後も輸出量がさらに減少することが想定されます。

加えて、2019年5月にスイスで開催された有害廃棄物の国境を越えた移動を制限するバーゼル条約の締約国会議(COP14)において、汚れた使用済みプラスチックの輸出入を新たに制限する条約附属書の改定が採択されたことにより、2021年1月の発効後は、汚れたプラスチックごみの輸出が、事実上、難しくなります。

これらの影響で、県内における廃プラスチック類の処理が滞留するおそれがあることから、処理体制強化等の取組が必要です。

(2) 本県の取組

本県では、まずは、外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制の影響を把握すること、事業者に対して不適正処理の防止を指導すること、さらに将来を見据え、廃プラスチック類のリサイクルを促進する体制を整えることが重要と考えています。

ア 輸入規制の影響把握

外国政府による輸入規制の影響を把握するため、2018年度以降、県内の廃プラスチック類を多量に排出する事業者や処理業者、輸出を行っている業者に対して立入検査やヒアリング調査を継続的に実施しています。

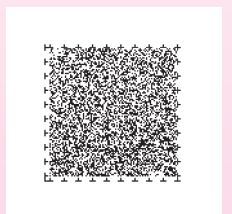
その結果、輸出できなくなった廃プラスチック類の過剰保管等の不適正処理は確認されていませんが、保管量の増加や処理料金の上昇といった影響が確認されており、引き続き輸入規制の影響把握を行ってまいります。

イ 発生抑制・不適正な処理の防止

産業廃棄物の発生抑制・不適正処理の防止に関しては、常日頃から監視・指導を行っていますが、特に毎年6月と11月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」と定め、県内一斉に産業廃棄物処理業者及び排出事業者等への立入検査やパトロールを実施しています。

2019年6月の強化月間では、廃プラスチック類の産業廃棄物処理業者及び排出事業者等に対して立入検査を実施し、保管や処分の状況等を確認するとともに、過剰保管の防止など法令の遵守について指導を行いました。

今後も、不適正処理防止に係る取組を進めるとともに、排出事業者には、廃プラスチック類の排出量の抑制やリサイクルの徹底を、産業廃棄物処理業者には、業界団体等と連携し、適正処理を周知・指導することで、保管量の削減を図ってまいります。



立入検査の実施状況（2019年6月）

立入検査対象	立入件数
産業廃棄物処理業者 （中間処理業者）	100件
その他（排出事業者等）	13件



立入検査の状況

ウ リサイクル体制の整備促進

事業者においては、廃プラスチック類の分別・リサイクルを行う施設の新増設の動きも出てきています。本県では、関連産業の振興を図り、循環型社会の形成を促進するため、プラスチックのリサイクル事業を含む、各種循環ビジネスに必要な経費に対し助成を行っています。

2019年度は、先導的で効果的な廃プラスチック類リサイクル関係施設の整備事業を4件採択しました。

今後も新たな循環ビジネスの事業化を積極的に支援・促進することで、廃プラスチック類の県内での資源循環体制の構築を図ってまいります。



施設整備補助金を活用した
廃プラスチック等の混合廃棄物選別ライン

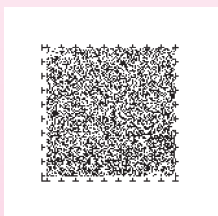
3 プラスチックごみ問題の解決に向けて

本県では、2019年度から環境物品等調達方針（県自らが率先して環境負荷の少ない製品やサービスを調達する指針）に、啓発物品にできる限りプラスチック包装を使用しないことなどを配慮事項として設定しました。

また、現在、改定作業に着手している「環境基本計画」の中で、環境省の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて、対応を検討してまいります。

SDGs※のゴール12「つくる責任 つかう責任」やゴール14「海の豊かさを守ろう」の達成に向け、引き続き、様々な主体と連携し、プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を推進してまいります。

※ 2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」のこと。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために2030年に向け世界が一致して取り組むべき17の目標と169のターゲットからなる。



特集2 生物多様性保全に向けた国際連携の取組 ～「愛知目標」の達成を目指す愛知県のリーダーシップ～



2010年秋、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で開催され、生物多様性保全の世界目標として「愛知目標」が採択されました。

本県はCOP10の開催地として「愛知目標」の達成に積極的に貢献していくため、「あいち生物多様性戦略2020」を2013年3月に策定し、多様な主体の連携により地域本来の自然環境を保全・再生して生き物の生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」などの先進的な取組を進めています。

また、国際社会に向けても、2016年8月に生物多様性保全に先進的に取り組む世界のサブナショナル政府（州・県レベルの広域自治体）と「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」（以下「連合」という。）を設立し、本県がリーダーシップをとり、地域の取組から世界の生物多様性保全の流れをつくり出すことを目指して活動しています。

この特集では、「愛知目標」の目標年である2020年を間近に控え、近年、本県が行ってきた国際的な3つの取組について紹介します。

1 COP14への参加

2018年11月、生物多様性の主流化や愛知目標の進捗評価、次期世界目標の検討等をテーマとするCOP14がエジプトで開催されました。

連合はこの会議に向けて新たな声明をまとめ、本県及び連合メンバーが行ってきた先進的な取組やサブナショナル政府の役割の重要性について世界に向けて発信しました。

（1）サブナショナル政府の共同声明の発表

国際自治体会議に先立つ11月22日、連合やサブナショナル政府諮問委員会^{※2}等のサブナショナル政府の諸団体が合同で記者会見を開き、共同声明「サブナショナル政府の連携の呼び掛け」^{※3}を発表しました。

大村知事は連合を代表して出席し、連合の声明として、生物多様性保全におけるサブナショナル政府の役割の重要性や、次期世界目標（ポスト愛知目標）についての議論にサブナショナル政府が参加すべきであることなどを発表するとともに、「サブナショナル政府の連携の呼び掛け」に対する強力な支持を表明しました。

※1 COP10で初めて開催された会議。あらゆるレベルの地方自治体に参加し、これまでの取組の成果や課題、今後の展望等について議論する。

COP14の概要

【主催者】
生物多様性条約事務局、エジプト政府

【開催期日】
2018年11月17日（土）～29日（木）

【開催場所】
エジプト 南シナイ県 シャルムエルシェイク市

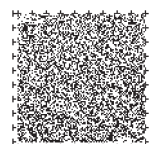
【参加者】
条約締約国（196の国と地域）等

【主要テーマ】
・セクター内及びセクター間での生物多様性の主流化
・戦略計画2011-2020（愛知目標）の進捗の評価
・2050年ビジョンに向けた長期戦略の方向性及びポスト2020年の世界の枠組みづくり

【主な会議】
・生物多様性条約締約国会議・カルタヘナ議定書会議・名古屋議定書会議
・国際自治体会議^{※1}（11月23日、24日）



記者会見で発言する大村知事



※2 COP10 決議に基づき設置された、サブナショナル政府全体の意見を取りまとめる公式な仕組み。

※3 世界のサブナショナル政府に、サブナショナル政府間や締約国政府等との連携を呼びかける文書。

(2) 国際自治体会議への参加・意見表明

11月23日、24日に開催された国際自治体会議では、3つのセッションに大村知事が参加し、意見を表明しました。

初日のハイレベル円卓会議では、「地方及びサブナショナルレベルにおけるインフラへの生物多様性の主流化」をテーマに議論が進められました。大村知事は、中部国際空港での環境配慮や、あいち森と緑づくり税などの事例をあげながら、「持続可能な開発目標（SDGs）の考えを踏まえて、生物多様性を守りながらインフラを整備しなければならない。地方政府には、そのことを実現する責任がある。」と発言し、議長から「力強いメッセージをいただいた。」との言葉をいただきました。

2日目のフォーカスセッションでは「COP15に向けた地方及びサブナショナル政府の活性化ロードマップ」をテーマに議論が進められました。大村知事は、連合の取組や共同声明について説明するとともに、今後2年間、愛知目標の総括とポスト愛知目標の枠組み検討の議論にサブナショナル政府が一体となって参画していく決意を表明しました。

続くクロージング全体会合でも登壇した大村知事は、サブナショナル政府の行動の必要性を改めて強調し、会場の賛同を得ました。また、連合が提言した「次期世界目標の議論へのサブナショナル政府の参加」は、国際自治体会議の成果文書「シャルム・エル・シェイクコミュニケ」において締約国への要望として反映されました。



ハイレベル円卓会議で発言する大村知事



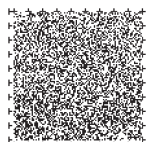
フォーカスセッション会場



クロージング全体会合



国際自治体会議の主な出席者



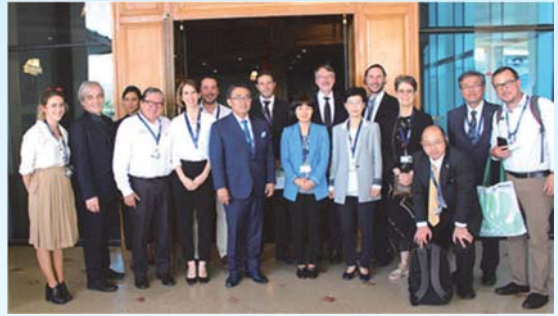
(3) 連合独自の活動

COP14 の開催期間中、連合の構成メンバーと、COP14 での活動と COP15 に向けた今後の取組について意見交換を行いました。

大村知事は、「COP13 で最初の声明を採択して以来、条約事務局や締約国へサブナショナル政府の役割の重要性を働きかけてきました。条約の補助機関会合において、連合からの提案が決議文に反映されるなど、成果は着実に上がっている。」と述べ、生物多様性条約事務局から、継続的な活動に対して称賛を受けました。

その後、各メンバーが愛知目標の達成に向けた最近の取組を発表するとともに、新たな共同声明に沿った行動への意思を確認しました。

また、COP14 会場内の展示ブースにおいて、連合の新たな共同声明及び連合メンバーの取組を展示し、来訪者に対して、生物多様性保全においてサブナショナル政府が果たしている役割の重要性を訴えました。



連合メンバー及び支援団体



連合展示ブース

2 アジア太平洋地域ワークショップの開催支援

COP14 では、COP15 (2020 年 中国) に向け、ポスト愛知目標を検討する特別作業部会を設置し、世界各地でのワークショップや分野別のグローバルワークショップ等を通じて多様な主体による議論を進めていくことが決定されました。

この決定に基づく最初の地域ワークショップ「生物多様性ポスト 2020 目標アジア太平洋地域ワークショップ」が、2019 年 1 月 28 日から 2 月 1 日まで名古屋国際会議場等で開催されました。

このワークショップには、条約事務局の代表や特別作業部会の 2 名の共同議長、アジア太平洋地域 38 カ国の政策担当者、国際機関、NGO 等 100 名が参加し、愛知目標の達成に向けた取組状況やポスト愛知目標で考慮すべき点などについて活発な議論が行われました。

本県は、2016 年に連合を設立以来、サブナショナル政府の役割の重要性について世界に向けて継続的に発信していることから、このワークショップに対しても会場の提供を始め様々な支援を行い、連合を代表してサブナショナル政府の立場からワークショップに参加しました。

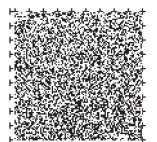
生物多様性ポスト 2020 目標

【日程】2019 年 1 月 28 日 (月) ~ 31 日 (木)
(エクスカージョン：2 月 1 日 (金))

【主催】生物多様性条約事務局、環境省
(開催支援、エクスカージョン：愛知県)

【会場】名古屋国際会議場 等

【参加者】アジア太平洋地域の締約国の
生物多様性政策担当者等 約 100 名



(1) 開会セッション・交流会

ワークショップ冒頭の開会セッションにおいて、森田環境局長からの歓迎挨拶として、会議場内に飾られている COP10 で使われた木槌や COP10 以降の県の取組について紹介し、本県でのワークショップ開催の意義と、地元として歓迎する想いを伝えました。

また、初日のプログラム終了後にレセプションを開催し、愛知の食文化等で参加者を歓迎するとともに、県内で生物多様性保全に取り組む人たちとの交流の機会としました。

(2) 県職員のワークショップへの参加

ワークショップでは、ポスト愛知目標に関して、どのような目標を立てるべきか、どのような要素を盛り込むべきか等について活発な議論が行われました。

本県からも、連合を代表して職員が参加し、本県の取組や連合の活動を紹介するとともに、生物多様性保全において地方自治体が果たす役割の重要性や締約国との連携等について有意義な意見交換を行いました。

(3) 地元経済界と条約事務局との意見交換会

当地域の経済団体や企業の取組を条約事務局に理解していただくため、意見交換会を実施しました。

(4) 県主催エクスカーション

最終日にエクスカーションを実施し、当地域で行われている生態系の保全・再生の活動をワークショップ参加者に体感していただきました。

[視察先]

- ① コースA (参加者 18 名)
 - ・トヨタ車体(株)「刈谷ふれ愛パーク」
 - ・トヨタ自動車(株)「トヨタの森」
- ② コースB (参加者 19 名)
 - ・出光興産(株) 愛知製油所内
 - ・三五コーポレーション(株)「ECO35」
 - ・熱田神宮の森



ワークショップ



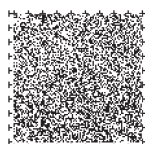
意見交換会関係者



「トヨタの森」エクスカーション



ワークショップの参加者



3 海外自治体との学生交流

本県は、連合の活動等を通じて関係の深い韓国・江原道、中国・江蘇省、ブラジル・サンパウロ州との間で、それぞれ個別の協定を結び、環境分野における連携・交流を進めています。

この協定に基づき、次代の担い手を育成するため、2018年、韓国・江原道の大学生を本県に受け入れ、県内の大学生との交流や本県の自然環境保全の取組の視察を実施しました。また、2019年は本県の大学生を中国・江蘇省及び韓国・江原道へそれぞれ派遣し、お互いの生物多様性保全の取組を学び合うプログラムを通じて交流を深めました。

(1) 韓国・江原道からの学生受入れ

2018年8月に江原道の大学生4名を、両自治体の交流事業として受入れました。

学生達は環境局を訪問した後、愛知教育大学で生物多様性に関する講義を聴講し、また、県内大学生とともに豊田市内の湿地で生物調査や意見交換を行うなど、学生同士の交流を深めました。



湿地での生物調査

(2) 中国・江蘇省への学生派遣

愛知県内の大学生5名が、2019年8月、中国・江蘇省を訪問しました。学生達は、まず江蘇省生態環境庁を訪問し、江蘇省で行われている生物多様性保全に関する政策や取組を聞いた後、愛知県での状況や取組等について自身が調べた内容を発表し、意見交換を行いました。

また、南京農業大学や南京師範大学を訪問し、それぞれの大学での研究について聴講したり、貴重な標本を見学した後、学生同士の質疑応答や議論が行われました。

さらに、南京市の北東に位置する塩^{えんじょう}城市内の自然保護区にてタンチョウやシフゾウなどの希少な動物を身近に観察し、湿地の成り立ちや動物の保護政策について学びました。



昆虫標本室で意見交換する学生



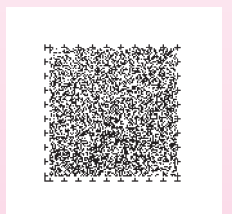
自然保護区内のタンチョウ

(3) 韓国・江原道への学生派遣

愛知県内の大学生5名が、2019年9月、韓国・江原道を訪問しました。

学生達は、まず江原大学校を訪問し、江原道の自然に関する講義や学生による調査研究の発表を聴講し、愛知県での状況や取組について発表した後、意見交換や議論を行いました。

その後、江原道庁みどり局を訪問し、江原道が行っている生物多様性保全に関する取組などについて話を聞きました。また、江原大学校の演習林を訪問し、希少植物を保全する植物園を見学した後、生物多様性や環境問題を楽しみながら学ぶためのツールを体験しました。





江原大学の学生と県からの派遣学生



植物園で話を聞く学生

(4) 成果

参加した学生達は皆、交流事業を通じて新たな知識を得たり体験をして、自国とは異なる様々な活動や考え方を学びました。今後、生物多様性保全に向けた彼らの活躍が期待されます。

今後も学生の相互訪問を継続的に行い、次代を担う人材の育成を通じて生物多様性保全の主流化を目指します。

4 今後に向けて

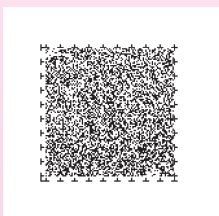
2020年は「愛知目標」の目標年です。1月には環境省や名古屋市等と共同で「あいち・なごや生物多様性 EXPO」を開催し、この特集で取り上げた国際連携を含めた取組の成果を取りまとめるとともにさらなる行動促進を図っていきます。

また、2020年の1年間を通じて、地域の皆様と連携し、「つながりひろがる生物多様性の輪」をキャッチフレーズに統一ロゴマークの下、県内各地で生物多様性に関する事業・イベントを展開し、生物多様性保全に対する気運を盛り上げていきます。

併せて、国際連携で得られた国際社会の動向や海外の取組などに関する知見を活かして、SDGsの実現に資する新たな生物多様性戦略の検討を進めます。



あいち・なごや生物多様性 2020 ロゴマーク



地球温暖化

● 地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象であり、大気中 CO₂ 濃度（世界平均値）は、産業革命（18 世紀～19 世紀頃）前の約 280ppm から 2017 年には 405.5ppm に上昇しています。

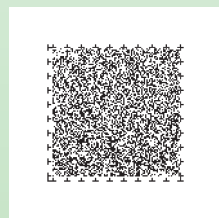
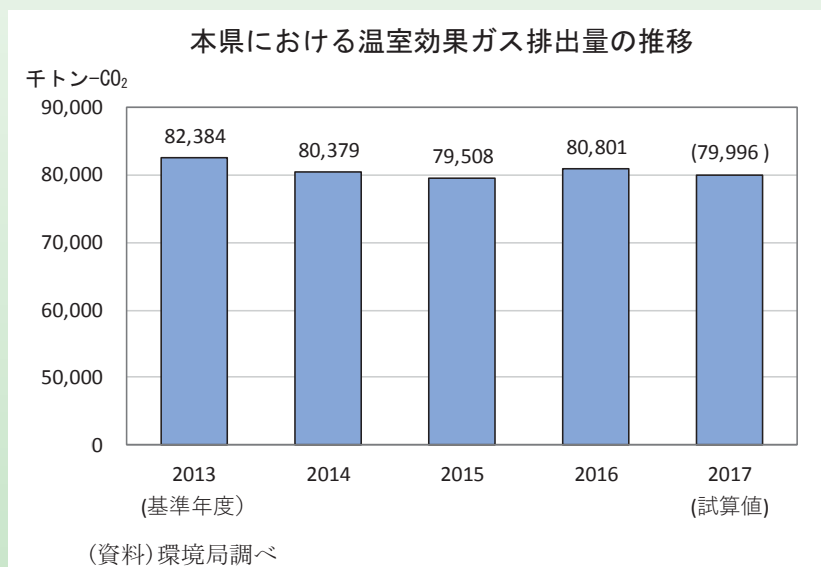
国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によれば、1880 年から 2012 年までに世界の平均気温は 0.85℃ 上昇しており、その主な原因は人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いとしています。また、有効な対策を取らず、現状のまま温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末の平均気温は最大 4.8℃ 上昇し、海面水位は最大 82cm 上昇すると予測しており、人々の健康や生態系に不可逆的な影響を及ぼすリスクが非常に高くなるとしています。その上で、産業革命前からの気温上昇を 2℃ 未満に抑えるとの国際目標を達成するためには、温室効果ガスの排出量を、2050 年までに 2010 年比で 40～70% 削減するとともに、今世紀末までにほぼゼロとすることが必要であるとしています。

このように、各国の取組が重要性を増す中、2015 年に開催された COP21 において、2020 年以降の新たな法的枠組みであり、世界共通の長期目標として 2℃ 目標の設定、1.5℃ に抑える努力を追及することなどが規定されたパリ協定が採択され、2020 年 1 月からスタートします。我が国においては、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0% 削減することを目標とし、2019 年 6 月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げています。

● 本県における温室効果ガスの状況

2016 年度の本県の温室効果ガス排出量は、約 80,801 千トン-CO₂ であり、前年度の排出量と比べて、1.6% 増加しています。また、2018 年 2 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の基準年度である 2013 年度と比べて、1.9% 減少しています。

なお、全国的な傾向から簡易的に推計した、2017 年度の温室効果ガス総排出量の試算値は 79,996 千トン-CO₂ となり、2016 年度より減少する見込みです。



本県における温室効果ガス排出量

区分		基準年度排出量 (千トンCO ₂)	2016年度排出量(割合) (千トンCO ₂) (%)	増減率(2013→2016) (%)
エネルギー 起源CO ₂	産 業	40,153	39,975(53.7)	▲ 0.4
	民生(業務)	12,072	11,175(15.0)	▲ 7.4
	民生(家庭)	8,584	7,465(10.0)	▲13.0
	運 輸	13,327	13,400(18.0)	+ 0.5
	エネルギー転換	2,435	2,364(3.2)	▲ 2.9
	小 計	76,571	74,379(100.0)	▲ 2.9
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		3,653	3,559	▲ 2.6
代替フロン等4ガス		2,159	2,863	+32.6
合 計		82,384	80,801	▲ 1.9

(注) 1 基準年度は2013年度。
 2 代替フロン等4ガスは、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃。
 3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料)環境局調べ

● 地球温暖化対策に関する施策

県では、2018年10月に制定した愛知県地球温暖化対策推進条例の下、「あいち地球温暖化防止戦略2030」に基づき、温室効果ガス総排出量の削減に向けた取組を推進しています。この「あいち地球温暖化防止戦略2030」では、徹底した省エネルギー及び創エネルギー導入拡大の推進を図ることにより、2030年度における県内からの温室効果ガス総排出量を、2013年度比で26.0%削減する目標を掲げています。

この戦略においては、「緩和策」により地球温暖化の進行抑制に最大限取り組んだ上で、それでも避けられない影響に対しては、「適応策」により適切に対応することとしています。

◇ 緩和策

<地球温暖化対策計画書制度>

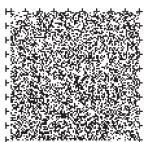
県民の生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）を原則3年の計画期間ごとに作成すること及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面（地球温暖化対策実施状況書）を作成し、知事に提出することを義務付けてきました。

2018年度に提出された地球温暖化対策実施状況書を集計した結果、2017年度の温室効果ガス排出量は36,669千トンCO₂であり、前年度（2016年度）比で0.6%減少しました。

また、この制度は、2019年4月から愛知県地球温暖化対策推進条例に移行され、新たに県が計画書等の内容を評価し、評価結果を公表するとともに、必要な助言を行うことができる制度に拡充しています。

<「あいち COOL CHOICE」県民運動の推進>

県では、家庭部門の地球温暖化対策として、CO₂の削減効果などを「見える化」しながら、低炭素型ライフスタイル、製品・サービスの賢い選択（COOL CHOICE）を呼びかける新たな県民運動「あいち COOL CHOICE」を推進しています。その一



環として「あいちクール&ウォームシェア」や「あいち省エネ家電サポーター店」登録制度などの事業を実施するとともに、県民、市町村によるエコライフの実践の輪を広げていくため、NPO、事業者などと連携しながら普及啓発を展開しています。

＜住宅用地球温暖化対策設備の普及促進＞

家庭のCO₂削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、2003年度から、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対し、その費用の一部を補助しています。2015年度から家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備を、2016年度から集合住宅を補助対象として追加しています。

また、2019年度から環境に配慮した住宅（スマートハウス・ZEH）の普及を図るため、2018年度に創設した太陽光発電、HEMS等の一体的導入の補助メニューに住宅の断熱性能等をも高める設備を加え、さらなる普及拡大を図っています。

2012年から国において開始された太陽光発電等の固定価格買取制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は、2018年度末で約19万基に上り、全国第1位となっています。

＜あいち低炭素水素サプライチェーンの事業化推進＞

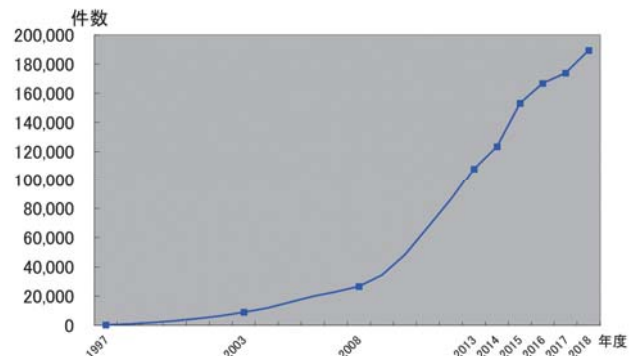
県では、低炭素な水素サプライチェーンの構築・事業化を産・学・行政の連携で推進するため、2017年10月に「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」を設置しました。推進会議における議論を経て、2018年4月には、2030年の愛知県内の低炭素水素利活用の絵姿を描いた「あいち低炭素水素サプライチェーン2030年ビジョン」及び「2030年ビジョン実現に向けたロードマップ」を策定するとともに、全国に先駆けて、再生可能エネルギーから製造された水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する「低炭素水素認証制度」を制定しました。2018年に供用開始した2件のプロジェクトに引き続き、2019年3月には（株）豊田自動織機高浜工場において、4月にはトヨタ自動車（株）元町工場において、それぞれ太陽光発電から低炭素水素を製造し、工場内で稼働する燃料電池フォークリフトに供給するプロジェクトが始まりました。

◇ 適応策

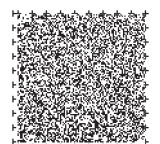
県では、2019年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け、関係局と連携しながら気候変動への適応を進めています。

2019年3月に愛知県環境調査センター内に設置した「愛知県気候変動適応センター」においては、気温の上昇による熱中症や感染症リスクの拡大、大雨の頻度の増加による災害リスクの拡大など、将来予測を含めた様々な気候変動の影響に関する情報を収集・整理し、県のウェブページ等により、影響への適応策と合わせて情報提供を行い、県民や事業者の行動を促進・支援しています。

住宅用太陽光発電施設累積普及件数



- （資料）一般社団法人新エネルギー導入促進協議会調べ（2008年度まで）
- （資料）一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター調べ（2009年度から2013年度まで）
- （資料）資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」（2014年度から2018年度まで）



大気環境

● 大気汚染とは

大気汚染とは、工場、事業場から排出されるばい煙、自動車排出ガスなどの各種汚染物質によって大気が汚れ、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。

● 大気汚染の概況

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、二酸化硫黄などによる大気汚染の状況把握のための調査を行っていますが、その概況は次のとおりです。

◇ 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、石油や石炭等の燃料を燃焼する際に、その中に含まれる硫黄が酸化されて発生し、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすとされています。大気中の二酸化硫黄の濃度は改善が進み、三宅島噴火の影響があった2000年度を除き、1980年度以降、全ての測定局で環境基準を達成しています。なお、近年、年平均値はほぼ横ばいの傾向にあります。

◇ 二酸化窒素 (NO₂)

物質の燃焼により、空気中の窒素等が酸化されて発生し、高濃度のときは目、鼻等を刺激するとともに呼吸器に影響を及ぼすとされています。2018年度は、一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）の全ての局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 一酸化炭素 (CO)

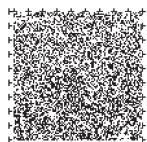
一酸化炭素は、主に物質の不完全燃焼によって発生し、高濃度のときは頭痛、めまい、意識障害を起こすとされています。1973年度以降、全ての測定局において環境基準を達成しています。なお、近年、年平均値はほぼ横ばいの傾向にあります。

◇ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が10μm以下のものをいい、産業活動、自動車走行、土砂の巻き上げなどにより発生し、高濃度のときは呼吸器等に悪影響を与えるとされています。2018年度は、全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素等が太陽の紫外線等により光化学反応を起こし二次的に生成される汚染物質の総称で光化学スモッグの原因となっており、高濃度のときは目を刺激し、呼吸器、その他の臓器に悪影響を及ぼすとされています。2018年度は、2017年度と同様、全ての測定局で環境基準を達成していません。2018年度の光化学スモッグ予報の発令日数は4日で、うち1日は注意報を発令しました（警報及び重大警報の発令なし）。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。なお、昼間（5時から20時まで）年平均値は、横ばいの傾向にあります。



◇ 微小粒子状物質 (PM2.5)

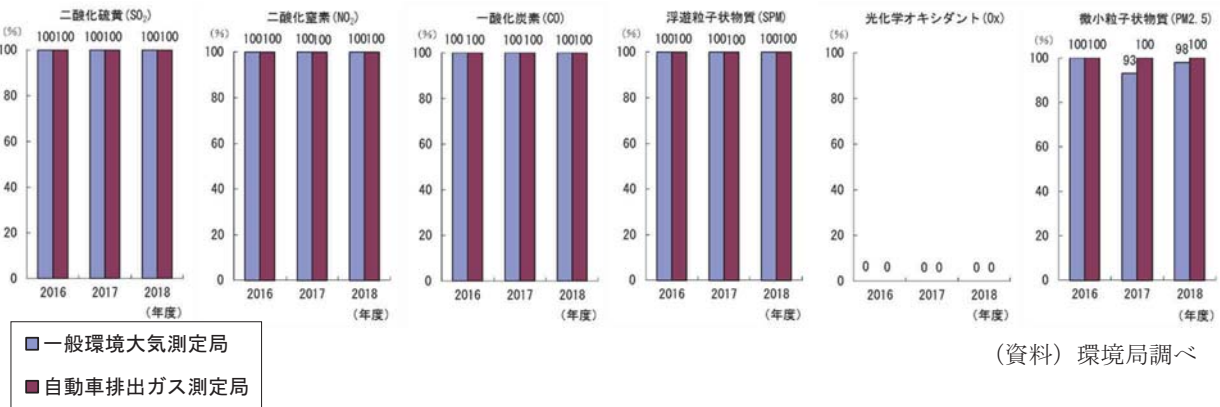
微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μ m 以下の粒子のことです。粒径が小さいため吸い込むと肺の奥深くまで達し、健康への影響が懸念されています。2009年9月に環境基準が設定され、2011年4月から常時監視を開始しました。2018年度は、一般局では40局中39局で環境基準を達成し、自排局では、全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 有害大気汚染物質等

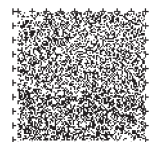
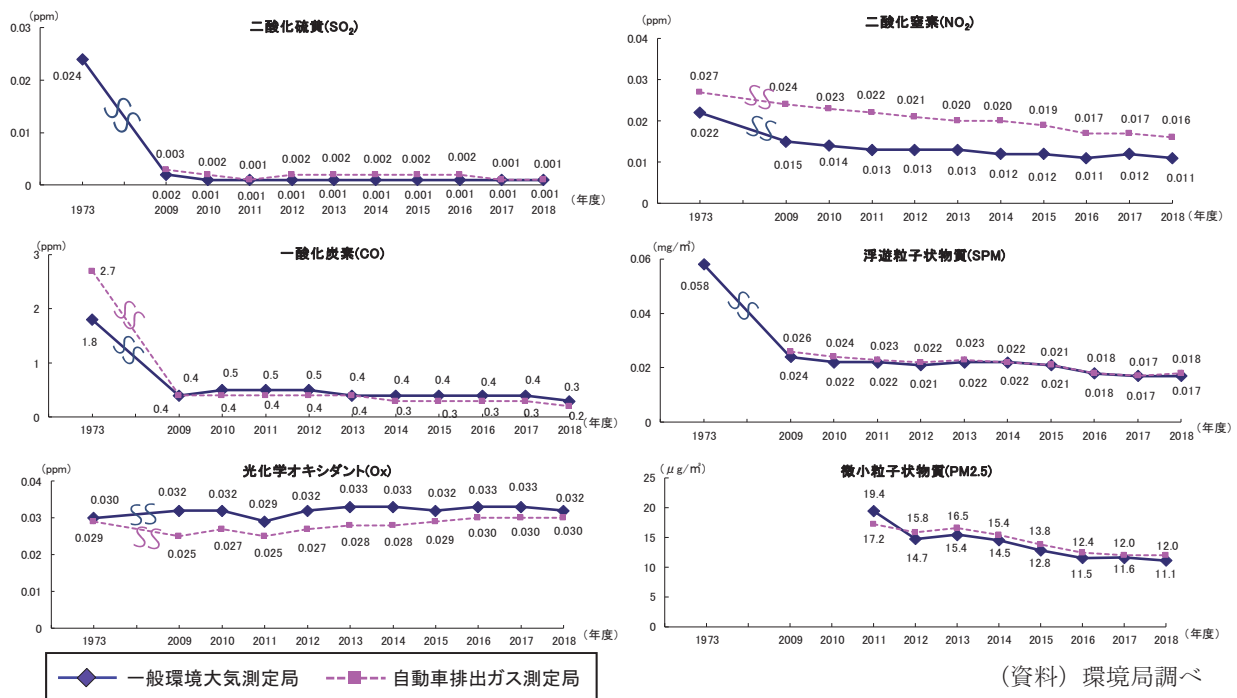
有害大気汚染物質等のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の9物質については「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」が定められています。

県は、これらの環境基準や指針値の定められた全ての物質についてモニタリング調査を実施しており、2018年度は全ての地点で環境基準を達成するとともに指針値を満たしています。

大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



大気汚染に係る環境基準が定められている物質の全県年平均値の経年変化



● 大気環境保全に関する施策

◇ 工場・事業場への規制

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を行っています。また、生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。2018年度は延べ2,693工場・事業場について立入検査を実施し、施設の使用状況、処理設備の管理状況、ばい煙の排出状況等を確認し、必要に応じて改善指導等を行いました。さらに、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、オフロード車からの排出ガスの規制を行っています。

◇ VOC（揮発性有機化合物）対策の推進

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）は、大気汚染防止法の改正により、2006年4月から排出規制が始まりました。県は、啓発資料の作成、講習会等の開催や、愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱に基づき、事業者の自主的なVOC排出抑制の取組を支援しています。その結果、県内のVOC大気排出量は2000年度の排出量（7.3万トン）を基準にして、2010年度には目標（2000年度比約4割削減）を達成し、その後もほぼ横ばいで推移しており、2017年度は約4.8万トンでした。

◇ アスベスト対策の推進

アスベスト（石綿）は、大気汚染防止法により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として特定粉じんに指定されています。特定粉じんについては、特定粉じん排出等作業の規制が行われており、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物の解体、改造及び補修作業について、実施の届出とともに作業基準に従うことが義務付けられています。2018年度は県に287件の届出があり、立入検査等により特定粉じんの飛散防止について事業者に対する指導を行っています。

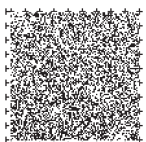
◇ 自動車による大気汚染対策

大気環境基準の確保や温室効果ガスの削減に向け、県の特色を生かした先進的かつ効果的な施策を盛り込み、さらに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく「総量削減計画」を取り込んだ「あいち自動車環境戦略2020」を2013年3月に策定し、目標年度である2020年度に向けて、「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現を目指し、低公害車の普及促進や流入車の排出基準の適合車への転換の促進などの自動車環境対策を推進しています。

◇ 自動車NOx・PM法対策地域における流入車対策

県は、名古屋市及び岡崎市とともに貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱を2010年8月に策定、施行しました。

この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行する場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することとなっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することとなっています。



生活環境（騒音・振動・悪臭）

● 概況

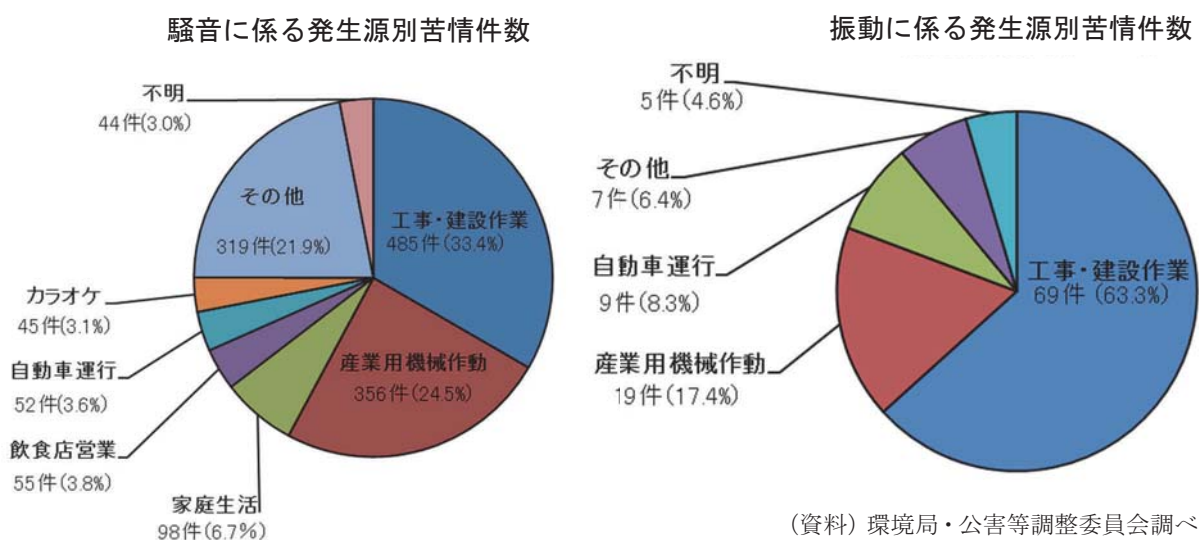
騒音、振動、悪臭は騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づき、市町村長によって事業者に対する規制・指導が行われています。

また、市においては、それぞれの市長が騒音、振動、悪臭に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、県は町村の規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、市町村に対する必要な協力・支援を行っています。

● 騒音・振動の現況

◇ 一般の騒音・振動

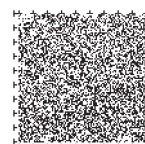
2018年度の騒音に係る苦情件数は1,454件、振動に係る苦情件数は109件で、発生源別の内訳はそれぞれ次の図のとおりです。



◇ 自動車騒音・道路交通振動

2018年度の主要幹線道路沿いの自動車騒音は、1,105区間465,810戸中450,225戸で環境基準を達成しました。一方、自動車騒音に関する要請限度については、127地点中6地点で超過しました。また、道路交通振動については、2018年度に測定した58地点の全てで要請限度を下回りました。

要請限度：騒音規制法第17条第1項に基づき市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、県公安委員会に対して措置要請する際の基準。また、振動規制法第16条第1項に基づき市町村長が、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は県公安委員会に対して措置要請する際の基準。



◇ 航空機騒音

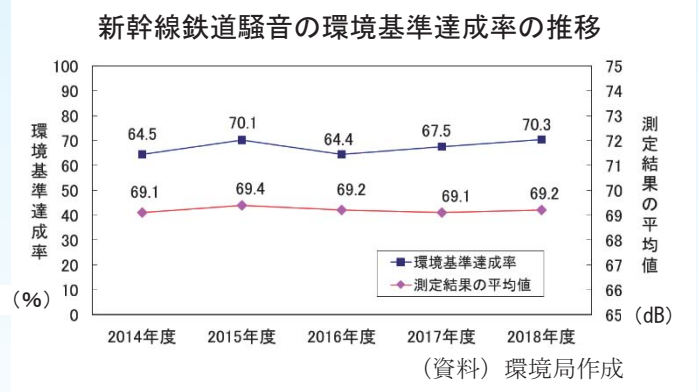
県営名古屋空港では、2018年度は5地点で通年測定、11地点で短期測定を実施し、16地点中9地点で環境基準を達成しました。

中部国際空港では、2018年度は、夏季と冬季に、空港周辺の7地点で短期測定を実施し、環境基準の地域類型を指定した地域の5地点については全て環境基準を達成、指定地域外の2地点についてもいずれも環境基準値を下回りました。

◇ 新幹線鉄道騒音・振動

2018年度は、沿線74地点で新幹線鉄道騒音を測定した結果、52地点で環境基準を達成し、達成率は70.3%でした。また、測定結果の平均値（各地点の測定結果の算術平均値）は69.2デシベル（dB）でした。最近5か年の環境基準の達成率は右図のとおりです。

また、新幹線鉄道振動については、沿線26地点で測定した結果、全ての地点で振動指針値を下回りました。



● 悪臭の現況

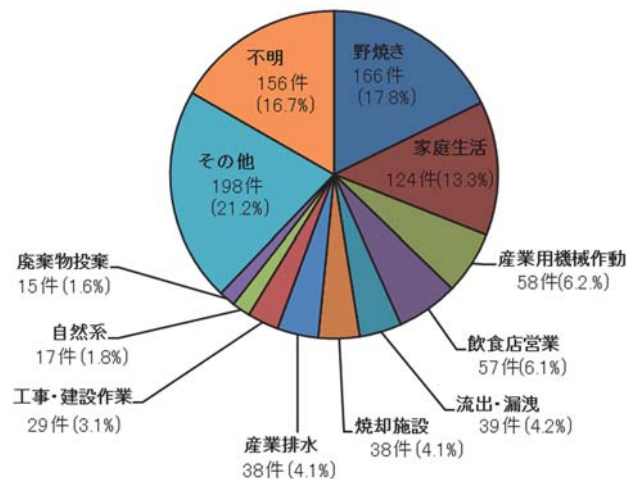
2018年度の悪臭に係る苦情件数は935件で、発生源別の件数は右図のとおりです。

● 県の施策

生活環境保全条例に基づき、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限、並びに悪臭防止法で規定されていない悪臭関係15業種に対する届出の義務付け等を行い、生活環境の保全に努めています。

なお、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づく届出受理や立入指導等は市町村の事務とされています。このため、県は、市町村職員を対象に騒音・振動・悪臭防止業務に係る研修を行うなど技術的支援を行っています。

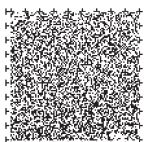
悪臭に係る発生源別苦情件数



水環境

● 水質汚濁とは

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属などの有害物質や富栄養化の原因である窒素、リンの量が増加した状態をいいます。その汚濁原因は、家庭、工場・事業場、畜舎、田畑等からの排水です。



● 水質汚濁の現況

公共用水域の水質の環境基準については、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、水域類型の指定がされた河川、湖沼及び海域に適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類が設けられています。2018年度は、河川103地点、湖沼2地点、海域41地点の調査を行いました。現況は以下のとおりです。

◇ 公共用水域（河川、湖沼、海域等）

<健康項目>

カドミウム、鉛など139地点（河川98地点、湖沼2地点、海域39地点）で調査を実施した結果、名古屋市内水域の荒子川の荒子川ポンプ所で1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しませんでした。その他の項目及びその他の138地点における全ての項目で環境基準を達成しました。

<生活環境項目>

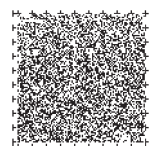
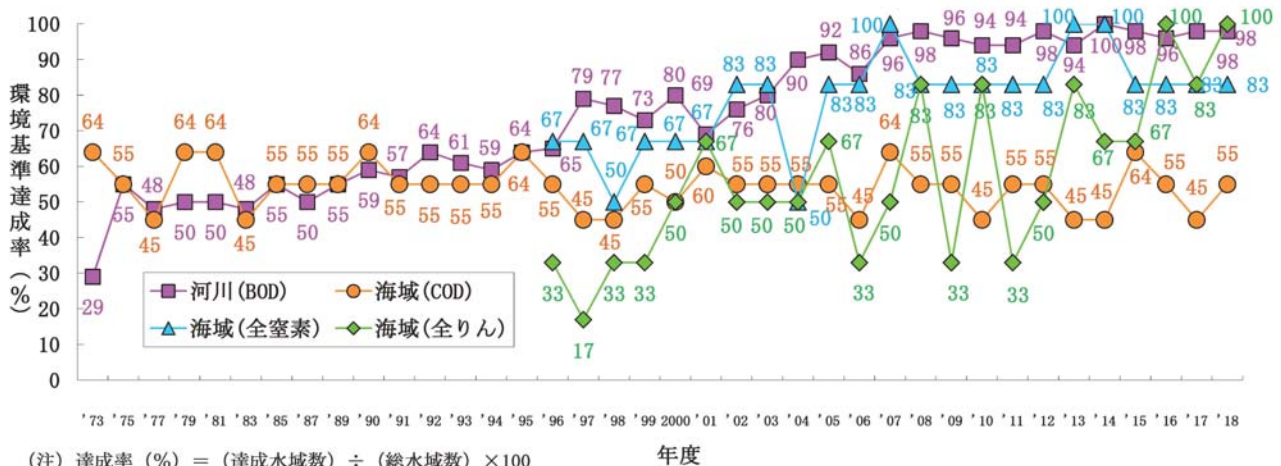
生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などの調査を実施しました。河川に適用されるBODについては、2018年度は49水域のうち48水域で環境基準を達成しました。湖沼のCODの環境基準が適用される油ヶ淵では、環境基準を達成しませんでした。海域のCODについては、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の11水域のうち6水域で環境基準を達成しました。

全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の6水域のうち、全窒素は5水域で、全りんは全ての水域で環境基準を達成しました。

長期的な推移をみるとBOD、全窒素及び全りんの達成率は改善傾向にあり、CODの達成率は概ね横ばいです。

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩））については、河川では42水域のうち、全亜鉛は37水域で、ノニルフェノールは全ての水域で、LASは41水域で環境基準を達成しました。また、湖沼（油ヶ淵）及び海域4水域では、全ての水生生物の保全に係る環境基準項目の環境基準を達成しました。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



河川のBOD及び湖沼・海域のCODの環境基準適合状況



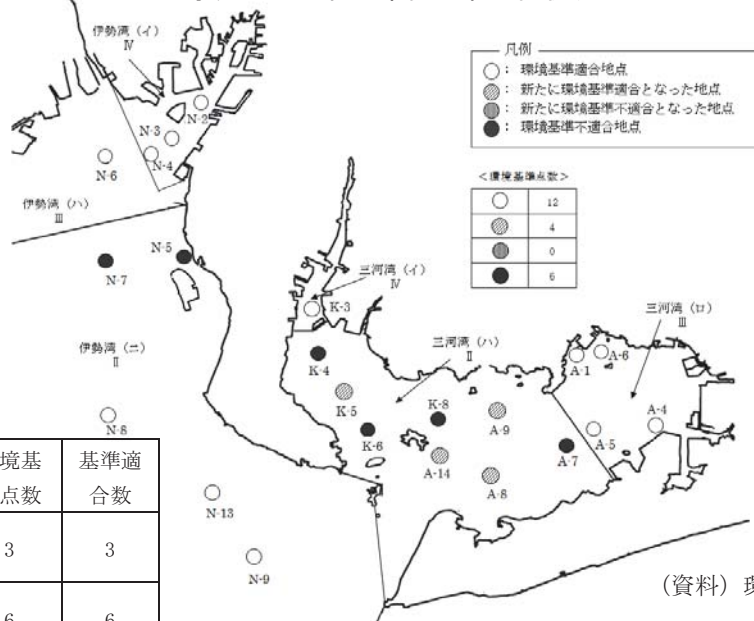
<岐阜県及び三重県調査分>

	水域名	環境基準点数	基準適合数
岐阜県調査分	木曾川中流	1	1
三重県調査分	木曾川下流	1	1

(資料) 環境局調べ

(注) 木曾川中流では岐阜県の、木曾川下流では三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

海域の全窒素の環境基準適合状況

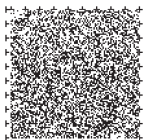


<三重県調査分>

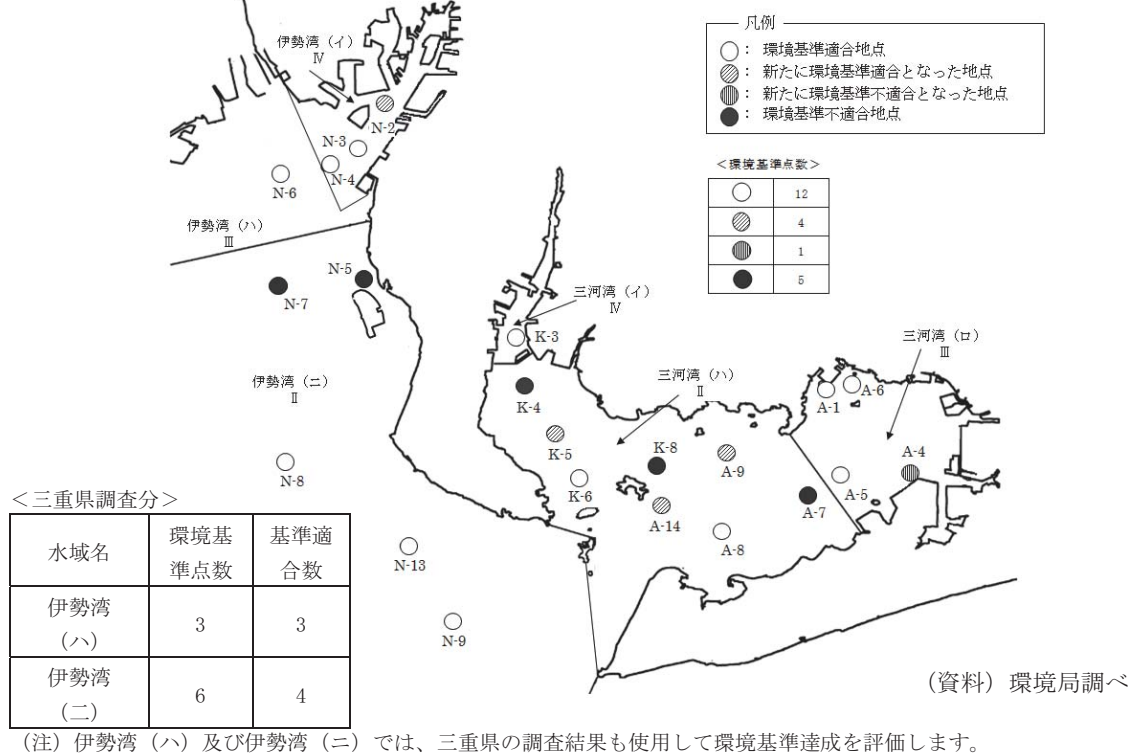
水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾 (ハ)	3	3
伊勢湾 (ニ)	6	6

(資料) 環境局調べ

(注) 伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。



海域の全りんの環境基準適合状況



◇ 地下水

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査には、メッシュ調査（県内を176のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）と定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ19地点で行う調査）があります。

2018年度においては、メッシュ調査93地点及び定点調査19地点の計112地点で、環境基準が定められている28項目について調査しました。メッシュ調査の結果、88地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、5地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、^ひ砒素、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

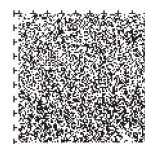
また、定点調査の結果、17地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、2地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

● 水環境保全に関する施策

◇ 工場・事業場に対する規制指導

水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対し、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る排出水の汚濁負荷量の総量を規制しています。

2018年度は、事業場に対し3,084件の立入検査と799件の採水検査を実施しました。排水基準を超えた件数は延べ26件でした。県は、排水基準を超えた事業場に対して改善勧告（12件）等を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しました。



◇ 油ヶ淵浄化対策の推進

県と油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）は県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水環境改善を図るため、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、しゅんせつ（底泥の除去）、代かきによる濁水対策等の水環境改善事業や地域住民、NPO等と協働して取り組む水環境モニタリングなどを実施しています。

2018年度のCOD75%値は6.9mg/Lであり、水質は改善傾向にあります。



油ヶ淵全景
（写真提供：㈱小島組）

◇ 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進

伊勢湾・三河湾は、突き出した半島によって湾口が狭く外海と水の交換が行われにくい典型的な閉鎖性水域であり、水質汚濁、富栄養化等の現象が生じています。これまでの取組により、汚濁負荷量の総量は着実に削減されてきましたが、環境基準達成率の改善は未だ十分ではありません。このため、2017年6月に「第8次総量削減計画」（目標年度：2019年度）を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進しています。

また、2012年度からは、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」として、「三河湾大感謝祭」など三河湾の環境について関心を深める事業やNPO等の活動支援などを実施しています。

◇ 生活排水対策の推進

県は、生活環境保全条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民など、多方面に啓発活動を展開するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

◇ 地下水汚染対策

県内の地下水の汚染状況を把握するため、メッシュ調査や定点調査等の常時監視を行っています。また、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況の調査や、汚染が基準に適合しないことが判明したときの知事への届出義務を課しています。

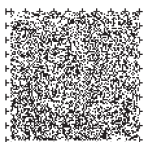
◇ ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱及び愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を行っています。また、2018年度は、県内25ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度の実態調査を実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした。

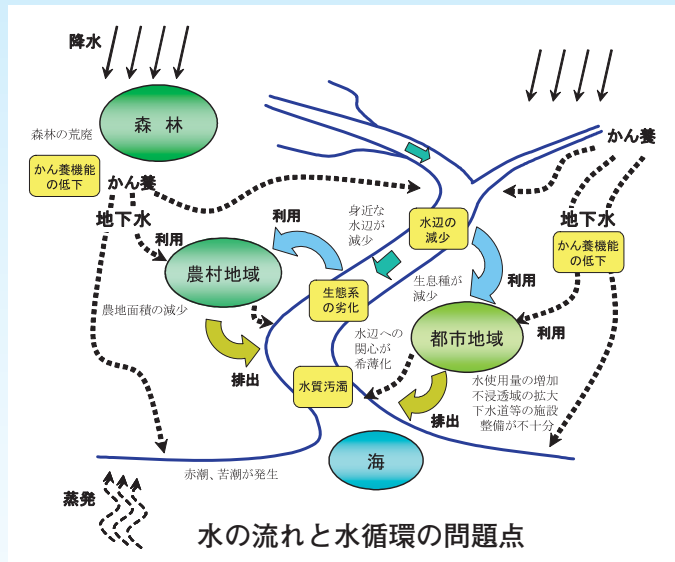
◇ 水循環の再生

急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、水質汚濁、身近な水辺の減少等様々な問題が発生しています。

県では、2005年度に策定したあいち水循環再生基本構想に基づき、「人と水との豊かなかわり



の回復・創造」を目指し、健全な水循環の再生に取り組んでいます。その一環として、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を県内3地域で設立し、地域の実情に沿った行動計画を策定するとともに、独自に定めたあいちの水循環再生指標を用いた「流域モニタリング一斉調査」を実施しています。2018年度は県内全域で160地点、937名の参加がありました。



◇ 水生生物調査結果

身近な自然にふれあうことで県民の環境問題への関心を高めること等を目的に、夏休みの期間を中心に、1985年度から毎年、水生生物調査を実施しています。2018年度は、県内の77河川131地点で97団体・延べ3,326人が参加しました。

土壌環境・地盤環境

● 土壌汚染とは

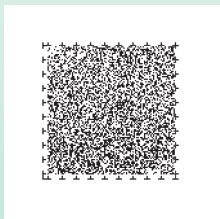
土壌汚染とは、土壌が直接的あるいは大気汚染や水質汚染を通じて間接的に汚染されることをいいます。土壌汚染が進むと、農作物の生育阻害、汚染土壌で生産された農作物や汚染地下水による健康被害につながるおそれがあります。

近年、市街地での有害物質による土壌汚染の事例が増えていることから、国は**土壌汚染対策法**を、県は**生活環境保全条例**をそれぞれ制定し、汚染の状況把握や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めています。

● 土壌汚染防止のための施策

土壌汚染対策法では、一定の機会をとらえて汚染の状況の調査を行うよう定めています。県は、法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに規制・指導を実施しています。調査の結果、汚染が判明した土地は、県が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、**生活環境保全条例**では、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の調査義務や、汚染の状況及び応急措置の内容等の知事への届出、さらに、法や条例の規定に基づかない土壌・地下水調査（自主調査）により土壌・地下水汚染が判明した場合についても、調査実施者は知事への報告に努めるよう規定しています。

土壌汚染対策法や生活環境保全条例、自主調査により土壌・地下水汚染が判明した場合は速やかに公表するとともに、土地所有者等による適切な措置を指導し、地下水汚染が判明した場合は周辺の井戸調査を実施するなど、土壌・地下水汚染による健康被害防止に努めています。



土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況 (2018年度末)

区 分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区域数	33 (5)	177 (19)
これまでに解除した土地の区域数	20 (1)	79 (7)
指定されている土地の区域数	13	98

(注1) () 内の数字は2018年度に指定又は解除した区域数

(注2) 政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市)の件数も含む。

(資料) 環境局調べ

● 地盤沈下とは

地盤沈下は、主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域において、地下水の過剰な揚水によって地下水位が下がり、その通り道である帯水層の水圧が低下することで、帯水層の上下に存在する粘土層の中に含まれる水が水圧の低い帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することによって発生します。広い地域にわたってゆっくりと進行するため人間が感知することは難しく、また一旦発生するとほとんど元には戻りません。本県は、濃尾平野、三河地域沿岸部に広範囲の海拔ゼロメートル地帯を有し、洪水や高潮、津波等に対する防災面からも地盤沈下の防止が重要です。

● 地盤沈下の現況

工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を施した結果、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

2018年における観測結果では年間1cm以上の沈下を示した水準点は観測されず、地盤の沈下域は見られませんでした。直近5年間の累積では愛西市森川町の水準点で3.16cm沈下しており、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られました。

過去5年間の年間最大沈下量と地盤沈下域面積

年	2014	2015	2016	2017	2018
最大沈下量 (cm)	1.00	1.36	0.69	1.05	0.94
1cm以上の地盤沈下域面積 (km ²)	約0	約0	0	約0	0

(注) 地盤沈下域面積で「約0」とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成には至らなかったことを示している。

(資料) 環境局調べ

● 地盤環境保全に関する施策

本県では、過去に尾張地域で激しい地盤沈下が起きたことから、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制に取り組んでいます。また、国は、関係閣僚会議において、濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、今後も要綱を継続して地盤沈下対策を推進していくことが関係府省連絡会議で決定されています。

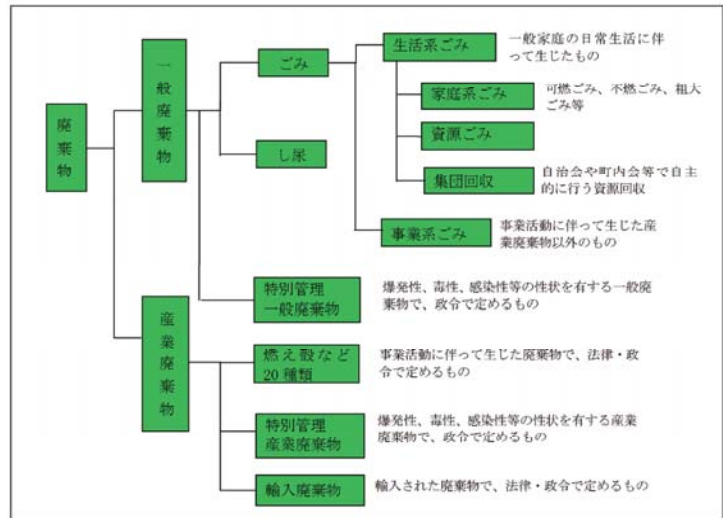
地盤沈下は、概ね沈静化の傾向にあるものの、依然として広範囲な地盤沈下が発生する可能性があるため、県は、地域の状況に合わせて、地盤沈下、地下水位及び地下水揚水量などの調査からなる監視、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制などの防止対策、海岸・河川堤防や排水施設の整備などの防災対策による地盤沈下対策を進めています。

廃棄物・資源循環

● 廃棄物とは

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生するゴミやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者が処理責任があります。

廃棄物の分類

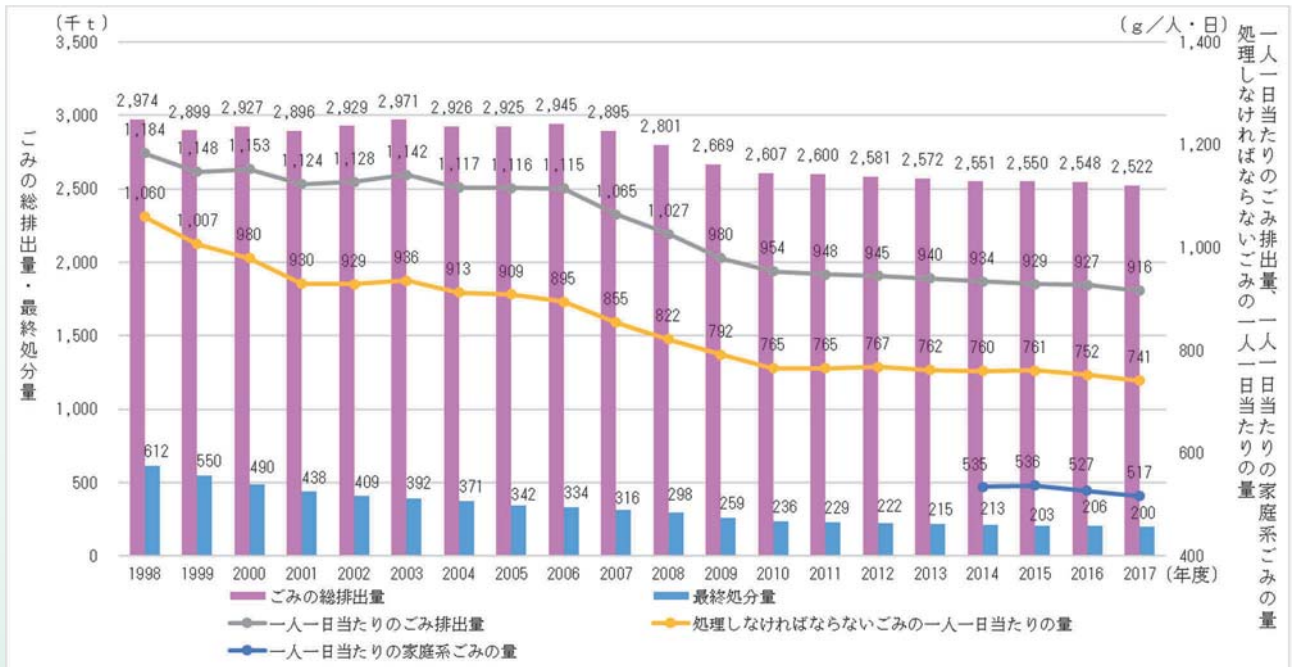


● 廃棄物の現況

◇ 一般廃棄物

2017年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は252万2千トンで、県民1人1日当たりで換算すると916gでした。また、2017年度のごみのリサイクル率は21.7%と前年度に比べ0.4ポイント減少しています。

ごみの総排出量と最終処分量の経年変化

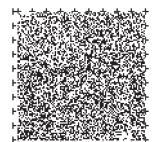


(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

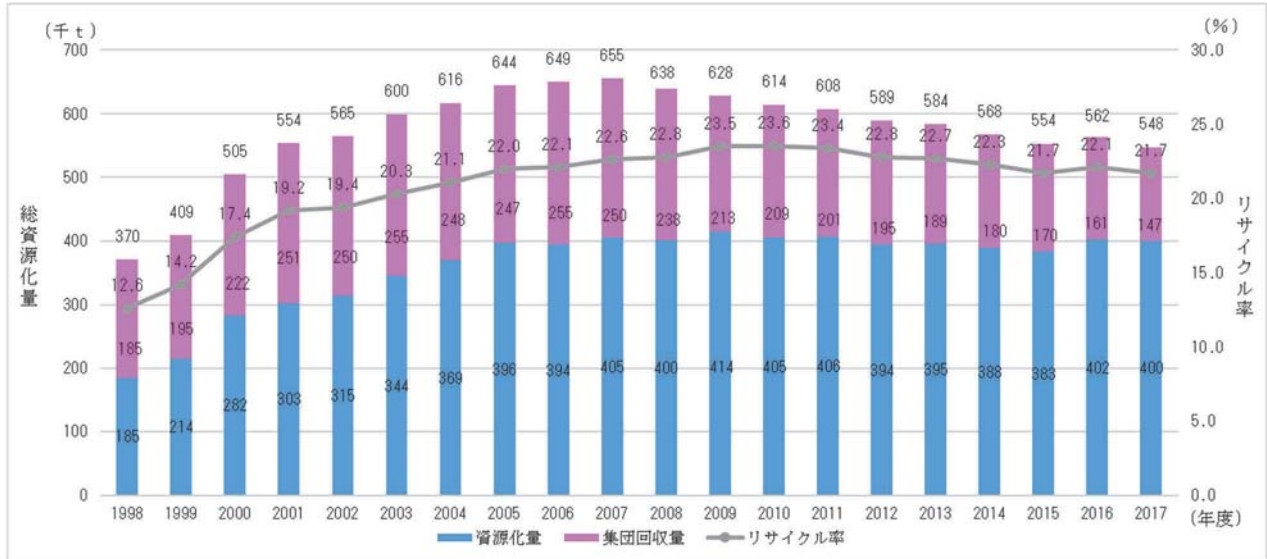
(注2) 「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりで換算した値をいう。

(注3) 「人口」は住民基本台帳人口であり、2007年度から外国人登録人口を含めている。

(資料) 環境局調べ



総資源化量とリサイクル率の経年変化



(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

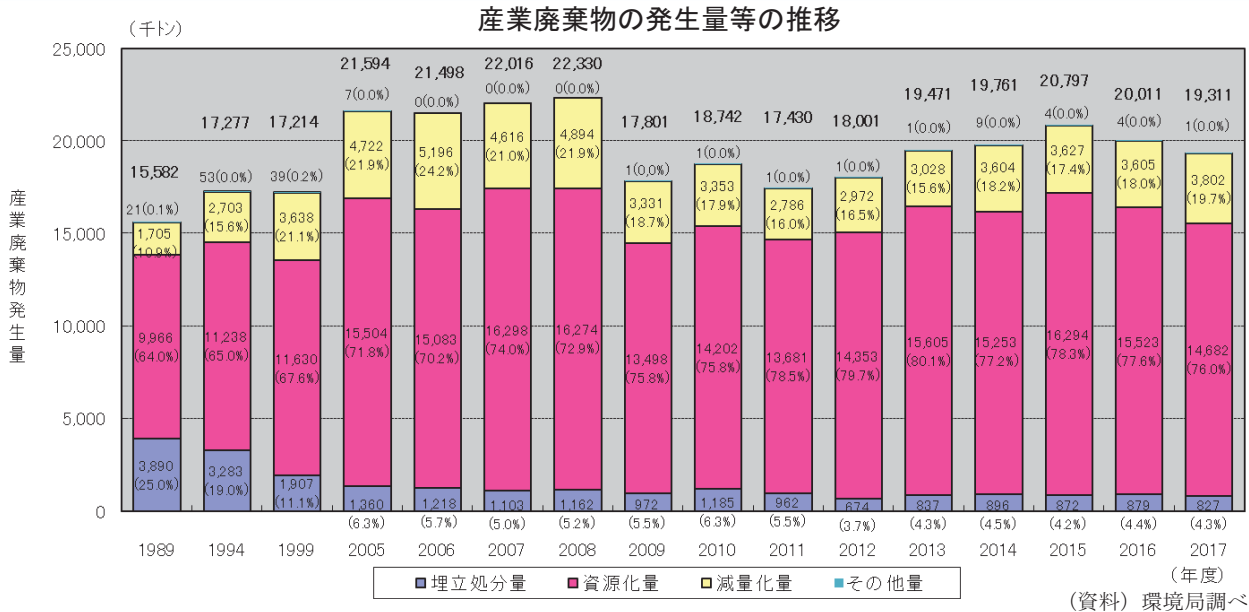
(注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) ×100

(注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料) 環境局調べ

◇ 産業廃棄物

2017年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量及び資源化量は前年に比べ減少しています。



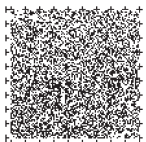
(資料) 環境局調べ

● 廃棄物・資源循環に関する施策

◇ 資源循環型社会の形成

<資源循環型社会の構築に向けた計画の推進>

2017年3月に策定した「**あいち地域循環圏形成プラン**」では、「循環の環」を重層的に構築する「地域循環圏」の実現を目指し、産学行政の連携・協働の拠点である「あいち資源循環推進センター」を核として、新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を担う人材の



育成、資源循環に関する情報の発信などの取組を、多様な主体との連携の下で進めています。2018年度は、「循環ビジネス創出会議」（ビジネスセミナー、企業見学会、個別相談会）の開催、「循環型社会形成推進事業費補助金」による支援、「愛知環境賞」の表彰、「あいち環境塾」の開講などを実施しました。また、食品廃棄物、未利用木材、家畜ふん尿などのバイオマス資源を使用した「地域循環圏」の実現に向け、事業者、有識者等から構成される「地域循環圏づくり推進チーム」を6つ立ち上げました。

◇ 愛知県廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。

愛知県廃棄物処理計画（2017年度～2021年度）における廃棄物処理の目標

（目標年度：2021年度）

項目	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	2014年度に対して約6%削減し、240万4千トンとする。	2014年度に対して増加を約3%に抑制し、1,570万5千トンとする。
再生利用率	2014年度の約22%から約23%に増加させる。	2014年度の約70%から約74%に増加させる。
最終処分量	2014年度に対して約7%削減し、19万8千トンとする。	2014年度に対して約7%削減し、82万9千トンとする。
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。	—

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量とは、一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものです。

<一般廃棄物対策>

一般廃棄物が適正に処理されるよう、循環型社会形成推進交付金等を活用した計画的なごみ処理施設の整備を促進するなど、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等について市町村に対し技術的支援、財政的支援をしています。

市町村が設置しているごみ焼却施設等に対して立入検査を実施し、廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準の遵守、改善等を指導しています。

市町村等と連携して、「ごみ散乱防止強調週間」等において普及啓発事業を実施しています。

昨今、世界的に問題となっている、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」については、さんまるいちまる3010運動推進キャンペーン、食品ロス削減シンポジウムなどの取組を行っています。

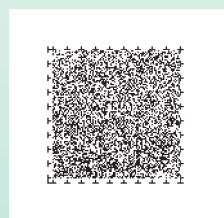
また、大規模災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、2016年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、2018年度は、市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会を5回開催しました。

<産業廃棄物対策>

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の減量化や適正処理に関する計画の作成を指導しています。

産業廃棄物の適正処理の促進の観点から、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設に対する立入検査や監視指導を実施しています。

産業廃棄物税の収収を産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進並びに適正な処理の推進を図るために活用しています。



◇ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

2001年6月に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、PCBの処分期限を2027年3月までとしたうえで、処分するまでの間、保管事業者は、適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況を届出することとなっています。2018年度は、県内の3,049事業所から届出がありました。

高濃度 PCB 廃棄物は、東海地区では2005年9月から中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田 PCB 処理事業所が処理を開始しており、大型変圧器・コンデンサー等の処理が進められています。また、東海地区内の安定器及び汚染物等は、2015年8月から同社北九州 PCB 処理事務所で処理が開始されました。低濃度 PCB 廃棄物は、県内では中部電力(株)が2005年2月から自社の柱上変圧器の処理を進めています。2015年度からは、国の無害化処理認定を受けた中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン(株)が、変圧器等の処理を行いました（いずれも2018年度末までに処理終了）。

PCB 廃棄物処理の進捗状況については、2019年3月末までに、中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田 PCB 処理事業所において変圧器755台及びコンデンサー29,851台、同社北九州 PCB 処理事務所において安定器586,464kg、中部電力(株)において柱上変圧器1,071,594台、中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン(株)において変圧器等416台が処理されました。

自然環境・生物多様性

● 自然環境の現況

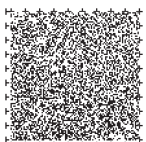
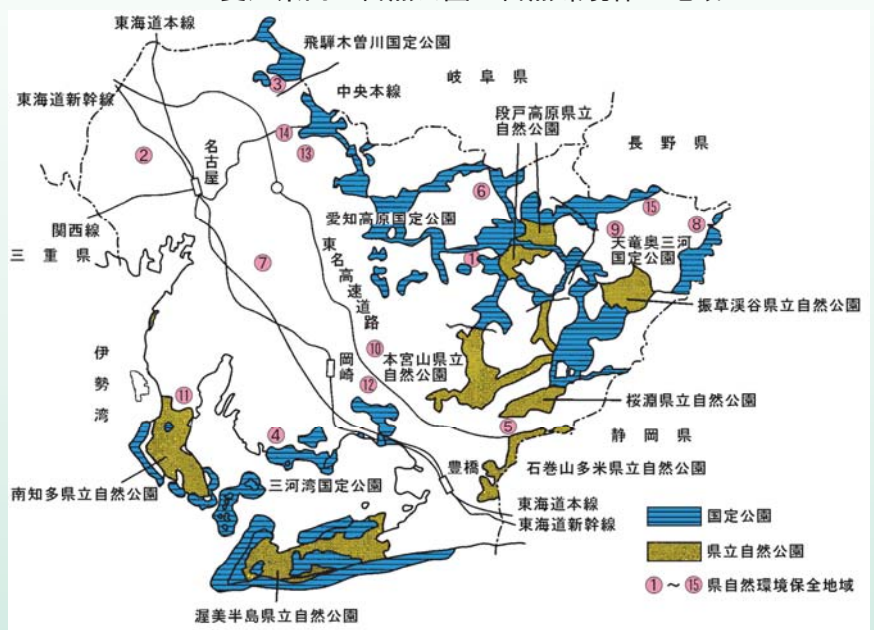
本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は5,173km²で、東西106km、南北94kmにわたっています。海岸総延長は約598kmで、そのうち自然海岸が約37kmで、約2,062haの干潟及び約859haの藻場が確認されています。また、本県は、奥三河山間地から、里山、平野部と多様な自然環境を有し、動物については哺乳類（海生哺乳類を含む）72種、鳥類413種、爬虫類19種、両生類21種などが、植物については約4,466種が確認されています。

● 自然公園の保護と利用

県内には、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されており、自然公園の陸域総面積は88,881haで、県土面積の17.2%を占めています。

自然公園の優れた風景地を保護し、生物の多様性を確保するため、公園計画に基づき、区域内に特別地域及び特別保護地区（県立自然公園は特別地域のみ）を指定し、地域内の風致景観を含む自然環境を損なう現状変更行為等を規制（許可

愛知県内の自然公園・自然環境保全地域



制) しています。2018年度の公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届出の件数は計699件で、前年度(808件)に比べて減少しています。

● 自然環境の保全

◇ 自然環境保全地域の指定及び現況

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めており、現在、15の自然環境保全地域を指定しています。

◇ 希少種の保護と保護区の指定

絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制しており、現在18種を指定しています。

また、特に生息・生育地の保護を必要とする種について生息地等保護区を指定しており、現在4地区を指定しています。

条例に基づく指定希少野生動植物種・生息地等保護区

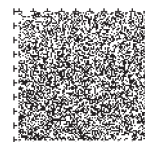
指定希少野生動植物種		生息地等保護区	
鳥類	コノハズク	名称	区分
は 爬虫類	アカウミガメ	田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
両生類	アカハライモリ渥美種族	田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
	ナガレタゴガエル	北設楽郡設楽町キンセイラン生育地保護区	管理地区
	ミカワサンショウウオ	北設楽郡豊根村エンシュウツリフネ生育地保護区	管理地区
淡水魚類	ウシモツゴ		
昆虫類	ヒメヒカゲ		
クモ類	ミカワホラヒメグモ		
貝類	オモイガケナマイマイ		
維管束植物	キンセイラン		
	ヤチャナギ		
	ハギクソウ		
	ナガバノイシモチソウ		
	シロバナナガバノイシモチソウ		
	エンシュウツリフネ		
	ナガボナツハゼ		
	ウラジロギボウシ		
イワナシ			



ミカワサンショウウオ





エンシュウツリフネ



◇ 移入種対策

人為的に移入された動植物種のうち、アカミミガメなど地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものを、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき27種公表し、みだりに野外へ放つ行為を規制しています。

生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種（条例公表種）

哺乳類	ハクビシン	維管束植物	スイレン属 (ヒツジグサを除く。) ※3
鳥類	コブハクチョウ		ハゴロモモ
は 爬虫類	アカミミガメ		ハビコリハコベ (園芸名：グロッソスティグマ) ※4
	ワニガメ		ナガバオモダカ
淡水魚類	オヤニラミ		キショウブ
	カラドジョウ		トウネズミモチ
	ナイルティラピア		タカネマツムシソウ
甲殻類	チチュウカイミドリガニ		ボンボンアザミ
	タテジマフジツボ種群 (タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ) ※1		ノハカタカラクサ
貝類	スクミリンゴガイ		モウソウチク
	ホンビノスガイ		アツバキミガヨラン
	サキグロタマツメタ		ウチワサボテン属
昆虫類	クワガタムシ科 (県内在来種・亜種を除く) ※2		 
	タイワンタケクマバチ		
	ホソオチョウ		

アカミミガメ

スクミリンゴガイ
(ジャンボタニシ)

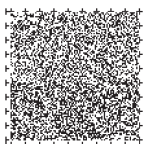
- ※1 これら3種は分類上近縁で形態的にもよく似ていることから、タテジマフジツボ種群としてまとめて取り扱う。
- ※2 県内在来の種または亜種（ミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコルリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネプトクワガタ）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律における特定外来生物（マルバネクワガタ属10種）を除く。
- ※3 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。
- ※4 これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。

◇ 野生鳥獣の保護・管理の取組

第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、個体数が著しく増加し農林業被害が深刻なイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、第二種特定鳥獣管理計画を策定して、適正な管理を実施しています。

◇ 緑化の推進・森と緑づくり

第5次愛知県緑化基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育ま



れる豊かなあいちを目指しています。

様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、2009年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

● 生物多様性の保全

◇ あいち生物多様性戦略2020の推進

2010年に開催されたCOP10において生物多様性に関する2020年に向けた世界目標として採択された「愛知目標」を踏まえ、本県は、2013年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。この戦略では、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げており、2020年までに、「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めていくことにしています。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつなぎ、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」が必要です。本県では、この生態系ネットワークの形成を進めるための新しい仕組み「あいち方式」を提唱しています。これは、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進める仕組みです。

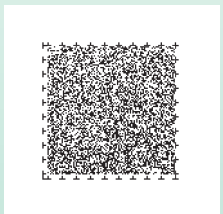
県では、県民や企業、大学、NPO、行政といった多様な主体が参加する生態系ネットワーク協議会の設立により、地域の特徴を踏まえた生物多様性保全に向けた取組を進めてきた結果、2016年11月に「あいち生物多様性戦略2020」で掲げた9地域全ての協議会が設立されました。各協議会では、多様な主体の協働による生態系ネットワーク形成の取組が活発に行われています。

2018年以降は、9つの協議会に参加している団体等の相互交流を図る「地区間交流会」を毎年開催しています。

各協議会の取組テーマと構成団体

2019年8月1日現在

協議会名	設立年月	取組テーマ	会長（所属） （敬称略）	構 成 員					
				大学等	企業等	農林漁業団体	NPO等	行政	計
知多半島	2011.1	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	大東憲二（大同大学教授）	3	14	-	9	11	37
東部丘陵	2011.3	23 大学が先導する、ギフトショウヤトンポの舞うまちづくり	吉田耕治（金城学院大学准教授）	23	4	-	2	11	40
西三河	2011.3	最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して	武田 穰（名古屋大学名誉教授）	6	6	2	10	7	31
尾張北部	2013.10	《うらやま》の豊かな自然を再発見しよう	林 進（犬山里山学研究所理事長）	2	3	-	9	5	19
新城設楽	2013.10	樹を活かす、地域を活かす、森のちからと人の営みが調和する奥三河	功刀由紀子（愛知大学教授）	1	6	-	8	5	20
東三河	2014.2	穂の国いきものがたり 子どもたちへ水と緑でつなげよう	梶野保光（東三河自然観察会理事）	5	5	-	9	5	24
渥美半島	2015.1	海と大地の恵みを活かし、人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造	後藤尚弘（東洋大学教授）	3	9	1	22	3	38
西三河南部	2016.2	きらきら光る 碧い海 ～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～	片山幸士（人間環境大学名誉教授）	3	10	4	6	4	27
尾張西部	2016.11	サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして	長谷川明子（ピオトーブ・ネットワーク中部会長）	3	11	-	16	18	48
合計				49	68	7	91	69	284



◇ COP10 の成果の継承

生物多様性に配慮した行動を推進するためには、県民の皆様が本県の自然の魅力やその現状を知り、生物多様性の保全を自らの問題として捉えることが大切です。そこで、県では、2018年度には、生態系ネットワークの形成を始めとする生物多様性の保全の内容を取り入れた自然体験型のセミナーをNPO等と連携・協働して実施し、延べ148名が参加しました。

また、COP10に併せて開催された生物多様性国際自治体会議において、生物多様性の保全に関して、地方自治体の役割の重要性が明確化されました。このため、全国の自治体が都道府県、市町村の枠を超えて参画し、他のセクターとの協働、自治体としての情報発信や成果の発表などを行うことを目的とした**生物多様性自治体ネットワーク**がCOP10開催から1年を経た2011年10月に設立され、2019年4月現在では、北海道から沖縄までの167自治体が参画しています。

さらに、COP10の開催地として、愛知目標の達成に貢献していくため、2016年8月に生物多様性保全に先進的に取り組む世界の広域自治体と「**愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合**」を設立し、同年12月にメキシコで開催されたCOP13において、連合として「**共同声明**」を採択・発表、「**連合フォーラム**」を開催するなど、世界各地域の取組の活性化を促す共同アピールを行いました。また、2018年11月にエジプトで開催されたCOP14において、新たな共同声明を発表するとともに、サブナショナル政府の役割の重要性についてアピールを行いました。（「COP14への参加」については、特集2で紹介しています。）



共同声明の採択

環境リスク

● 化学物質の適正管理

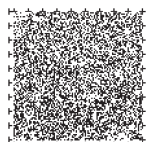
◇ 化学物質による環境リスクの低減

化学物質は、現在、原材料や製品など、数万種類が流通していると言われており、我々の生活に不可欠である一方、取扱いを誤ると人体や環境を脅かす有害な物質として作用するおそれがあります。化学物質を適切に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいく必要があります。

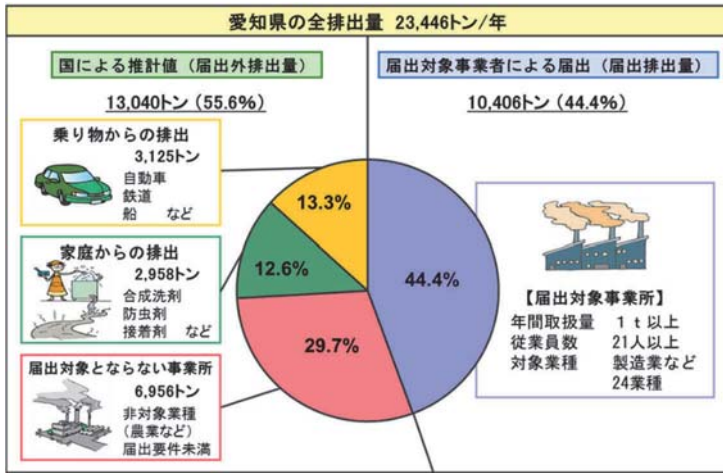
◇ 化学物質の排出量等の状況

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）により、毎年度、事業所から大気、水、土壌等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出しています。2017年度の化学物質の届出排出量（県内1,970事業所から届出）は、県全体として約10千トン（全国の6.8%）であり、うち96.2%は大気中へ排出されました。また、届出外排出量（家庭等からの排出量）は約13千トン（全国の5.5%）でした。これらをあわせた全排出量のうち、最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした。

生活環境保全条例等に基づく2017年度の化学物質の取扱量（1,742事業所から届出）は、県全体で約3,731千トンでした。このうち、取扱量が最も多いのはキシレンでした。

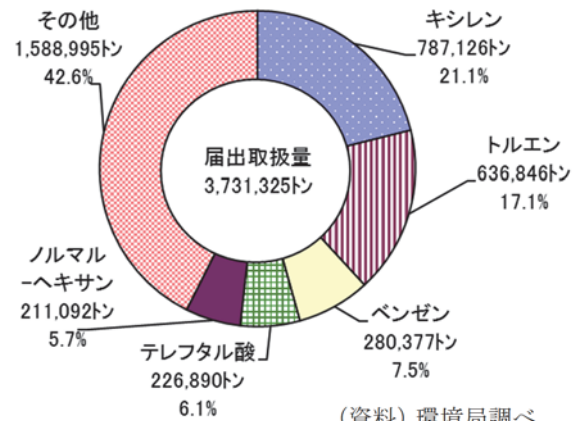


排出量の発生源の内訳（2017年度）



(資料) 環境局調べ

届出取扱量上位5物質とその割合



(資料) 環境局調べ

● ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等を行っています。2018年度は、水質5地点を除いて環境基準を達成しました。

ダイオキシン類環境調査結果（2018年度）

調査項目		調査地点数 (注1)	環境基準 達成地点数	濃度範囲 (注2)	環境基準値等		
大気環境		36	36	0.0087～ 0.044pg-TEQ/m ³	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下		
水環境	公共用水域	水質	河川	40	36	0.020～ 2.0pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下
			湖沼	1	0		
			海域	8	8		
	底質	河川	35	35	0.059～ 54pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下	
		湖沼	1	1			
		海域	8	8			
水生生物 (魚類)		4	—	0.35～ 1.5pg-TEQ/g	0.032～ 33pg-TEQ/g (注3)		
地下水		15	15	0.014～ 0.059pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下		
土壌環境		15	15	0.00096～ 5.0pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下		

(注1) 調査地点数は、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、その他県内13市町及び国土交通省中部地方整備局で実施した合計地点数である。

(注2) 濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。

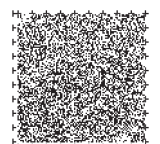
(注3) 水生生物（魚類）については、環境基準が設定されていないため、国が実施した全国調査結果（1999年度）の濃度範囲を示す。

(資料) 環境局調べ

● 内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱作用を有することが推察された、あるいはその可能性がある化学物質について環境中の状況を把握するため、県は水質等の環境調査を実施しています。2018年度は、10地点9物質を対象として水質調査を実施しました。その結果、魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが推察されたビスフェノールAは国が示した内分泌かく乱作用試験における予測無影響濃度及び国が示した生態リスク初期評価における予測無影響濃度を下回りました。

内分泌かく乱作用を有する可能性があるフェニトロチオン、ダイアジノン、ダイアジノン、生態リスク初期評価に



おける予測無影響濃度を上回る地点がありましたが、いずれの物質についても水質汚濁に係る要監視項目の指針値を下回りました。

また、ジクロロボス、2,4-ジニトロフェノール、ヒドロキノン及びりん酸トリフェニルは、生態リスク初期評価における予測無影響濃度以下でした。

● 環境放射能

◇ 放射能について

私たちの生活空間には、様々な放射性物質があります。放射性物質には、地球誕生時から存在していて、地殻構成物となって土壤中に存在するもの、遠く宇宙からやって来る宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものなどがあります。これらは自然放射性核種と呼ばれ、代表的なものはウラン238 (^{238}U)、ラジウム226 (^{226}Ra)、ラドン222 (^{222}Rn)、カリウム40 (^{40}K) 及び炭素14 (^{14}C) などです。これらとは別に、1945年の世界初の核実験以来、私たち人類が地球上に作り出したものが人工放射性核種と呼ばれ、2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、一部の地域では環境中で人工放射性核種が検出されています。

◇ 環境の状況

県では、原子力規制庁からの委託により、環境調査センター及び同東三河支所等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています。

県内における環境中の放射性物質に関する測定値について、異常値は認められませんでした。

空間放射線量率測定結果

測定期間	測定地点	モニタリングポストの高さ	モニタリングポスト測定値 ($\mu\text{Sv/h}$) 注1
2018年度	環境調査センター(名古屋市)	34m 注4 (~2019年2月18日)	0.035~0.063 (平均値:0.039)
		1m 注4 (2019年2月20日~)	0.073~0.099 (平均値:0.076)
	環境調査センター東三河支所(豊橋市)	1m	0.036~0.071 (平均値:0.039)
	西三河県民事務所(岡崎市)	1m	0.074~0.12 (平均値:0.078)
	一宮市木曾川消防署大気測定局(一宮市)	1m	0.048~0.094 (平均値:0.054)
	新城設楽建設事務所設楽支所(設楽町)	1m	0.046~0.093 (平均値:0.051)
過去3年間の値(2015年度~2017年度)(測定地点:環境調査センター)			0.031~0.080 (平均値:0.040)
全国値(2018年度)注2			0.011~0.167 (平均値:0.050) (N=297) 注3

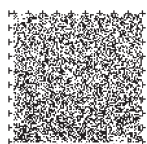
(注1) モニタリングポストの測定値は吸収線量(nGy/h)で表示されるが、本資料では放射線量($\mu\text{Sv/h}$)に換算している(1 $\mu\text{Sv/h}$ =1,000nGy/hとして換算)。

(注2) 全国値については原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>)を参照し(参照日:2019年7月24日)、放射線量($\mu\text{Sv/h}$)に換算している。

(注3) Nは測定ポイント数を示す。

(注4) 環境調査センターのモニタリングポストは、2019年2月に地上34mから地上1mに移設した。

(資料) 環境局調べ



● 人づくりの推進

◇ 持続可能な未来のあいちの担い手育成

近い将来、地域の担い手となる大学生が、グローバルな視点を持って、継続的に環境配慮行動を実施していくプログラムとして「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」(所長：大村愛知県知事)を2015年度に立ち上げました。本研究所は、パートナー企業・団体から提示された環境面での取組に関する課題に対し、研究員である大学生が現場での調査や企業・団体担当者とのディスカッションを通して、解決策を企業・団体側に提案し、その成果を広くPRしていくものです。2018年度は、研究員40名がパートナー企業・団体10社から与えられた研究課題に取り組みました。



かがやけ☆あいちサスティナ研究所の概要

2018年度パートナー企業・団体からの研究課題

パートナー企業	研究課題	パートナー企業	研究課題
イケア・ジャパン(株)	サステナビリティに対する意識を高めるお客様参加型イベントを検討	スターバックス コーヒー ジャパン(株)	私たちの社会貢献活動に共感し行動できる仲間を増やす企画を検討
(株)伊藤園	「お茶で愛知を美しく。」環境活動を広げる方策を検討	積水ハウス(株)	100年後を見据えた「環境配慮型住宅」を検討
花王(株)	SDGs達成に貢献する未来の「お洗濯」を提案	(株)デンソー	“smart move”を実践し、社会に普及させる方法を検討
J Aグループ愛知	若者が農業の環境保全機能を実感し農業応援団となるPR方策を検討	トヨタ車体(株)	トヨタ車体ふれ愛パークを拠点とした新たな環境イベントを検討
新日鐵住金(株)	LCAの視点による鉄の環境へのやさしさについて広く普及する方策を検討	中日本高速道路(株)	NEXCO中日本の環境取組のPR方法を検討

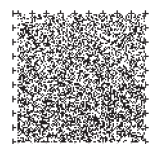
◇ 高校生の環境学習推進

2017年度から開始した「あいちの未来クリエイト部」は、県内の高校生のグループが、専門家や活動全体の進行を補助するファシリテーターの支援を受けながら、環境に関する調査・研究を行い、その結果を基に環境学習教材を作成し、活用する事業です。

2018年度は、3校の参加グループがそれぞれテーマを設定し、専門家から基礎講座や調査の方法の指導を受けながら、調査・研究活



調査・研究活動の様子 (生物の調査)



動を実施し、その成果を基にボードゲームやカードゲームといった、小学生等若い世代も楽しめる環境学習教材を作成しました。

◇ 未就学児を対象とした自然体感プログラムの推進

県では、「もりの学舎」において、人と自然をつなぐ役割を果たす森の案内人「インタープリター」により、未就学児を対象として、幼いうちから自然に触れ、学び、気づきを得る機会を提供する事業を実施しています。

(もりの学舎ようちえん)

未就学児とその保護者を対象に、もりの学舎やその周辺で、四季を通して自然体感プログラムを実施しており、2018年度は30組の親子が全6回のプログラムに参加しました。

(一日もりの学舎ようちえん)

県内の保育園・幼稚園等を対象に、もりの学舎やその周辺で自然体感プログラムを実施しており、2018年度は11園が参加しました。

(森の伝道師派遣)

インタープリターを県内の保育園・幼稚園等に派遣し、園庭等の身近な環境で自然体感プログラムを実施しており、2018年度は16園で実施しました。

(子ども自然体感活動指導者養成研修)

保育士、幼稚園教諭やその職を志す学生等を対象に、園児に自然体感プログラムを実施するノウハウを身に付ける研修を実施しており、2018年度は尾張地区と三河地区で研修を実施し、尾張地区29名、三河地区25名が参加しました。

◇ 中高年・シニア環境学習推進

豊かな知識や経験を有する中高年世代の方に環境学習の講師として活躍していただくため、2018年度に「あいち eco ティーチャー養成校」を開校し、研修や実践を経て28名を「あいち eco ティーチャー」として養成しました。

養成された「あいち eco ティーチャー」には、今後、学校や環境学習施設等における環境学習の講師として活躍していただきます。

◇ エコアクションの推進

県では、県民の環境に対する意識を地域全体の行動へと広げていくため、地球にやさしい身近な環境配慮行動の実践へとつなげる「あいちエコアクション」を推進しています。

2018年度は、11月17日、18日、アスナル金山で啓発イベント「Let's エコアクション in AICHI」を開催し、約1万5千人が来場しました。

また、県内の環境学習施設のネットワーク「AEL ネット」を活用し



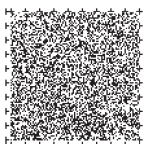
一日もりの学舎ようちえんでの活動



講座の実施



「Let's エコアクション in AICHI」でのワークショップ



た環境学習スタンプラリーを実施し、2018年度は、67,886人の参加がありました。

さらに、県全体にエコアクションが広がることを目指して、様々な環境活動情報やイベント情報の発信、情報交換により活動団体の交流の輪を広げることを目的に、ウェブサイト「エコリンクあいち」(<http://aichi-eco.com>)を運営しています。

● 環境学習等の推進

県民一人一人の環境保全に対する意欲を高めるため、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎1階）及び「もりの学舎」（愛・地球博記念公園内）を拠点にして、簡単な実験を交えた環境学習講座、もりの学舎キッズクラブ、インタープリターとあるく森のツアー、夏・冬おやこクラフトなど様々な環境学習事業を実施しています。

NPOや学校といった様々な主体が連携し、具体的な行動につながる体験型の環境学習を推進するため、2013年度から「環境学習コーディネーター」をあいち環境学習プラザに設置し、講師・活動場所の紹介といった相談業務や、講義の日程や学習内容の調整などを行うコーディネート業務を行っており、2018年度は13件の相談業務、21件のコーディネート業務を行いました。

6月は国が定めた「環境月間」で、県も、毎年度、環境月間に各種の行事を実施しています。2018年度は6月5日に県本庁舎正庁で「環境保全関係功労者表彰式」を開催し、県内の環境保全に関し顕著な功績があった2団体と23名の方を表彰しました。

● 国際環境協力の推進

過去の公害克服の経験や優れた環境技術の蓄積を生かし、(独)国際協力機構(JICA)などと提携した環境協力を進めています。2018年度には、タイ・バンコク都事務次官の知事表敬のほか、韓国、中国などから94名の行政職員等の受入れを行いました。

環境における各種基盤施策

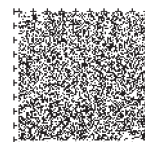
● 公害の防止・健康被害者の救済

名古屋市始め7市を対象地域とする「愛知地域公害防止計画」（2012年3月策定）に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業を始めとした施策を実施することにより、総合的な推進を図っています。

公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

● 環境影響評価制度

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例においては、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成等の事業のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を環境影響評価の対象としています。県は、事業の実施に伴う環境への影響について配慮されるよう、制度の適正な運用に努めています。



● 公害対策に対する助成

県は、中小企業者等が行う公害防止のための施設整備及び工場移転を対象とした融資制度や利子補給制度を設けています。

● 環境の調査・研究に関する主な施策

環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、国立環境研究所や地域の研究機関との共同研究を実施しています。

● あいちエコスタンダードの推進

県では、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、「愛知県庁の環境保全のための行動計画」（通称：あいちエコスタンダード）を策定しています。2016年2月に3回目の全面改定を行い、2015年度から2020年度までの6年間の新たな計画期間として定め、全庁を挙げて取組を推進しています。

SDGs 未来都市の選定について

本県は、2019年7月1日に、内閣府より「SDGs 未来都市[※]」として選定され、内閣総理大臣から「SDGs 未来都市」選定証を授与されました。

これを受け、同年7月16日に、知事を本部長とする庁内組織「愛知県 SDGs 推進本部」を設置するとともに、同年8月30日に「愛知県 SDGs 未来都市計画」（計画期間：2019～2021年度）を策定しました。

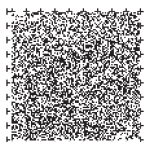
今後は、SDGs 未来都市として、SDGs の達成に向けて、全庁を挙げて取組を推進してまいります。

※ SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として内閣府が選定し、支援するものです。

全国で、2018年度は29自治体（県内は、豊田市）、2019年度は31自治体（県内は、愛知県、名古屋市、豊橋市）が選定されました。



「SDGs 未来都市」選定証授与式 於：総理大臣官邸
(右から3番目が愛知県知事)

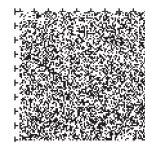


2019 年の環境行政の動き

県	国等
	1. 28 生物多様性ポスト 2020 目標アジア太平洋地域ワ 〜31 ークショップ (愛知・名古屋)
2. 14 「2019 愛知環境賞 表彰式」を開催 2. 16 「あいち生態系ネットワーク協議会地区間交流会」を開催 2. 22 「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を気候変動適応法第 12 条 の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけ	
3. 22 環境調査センターを気候変動適応法第 13 条第 1 項に基づく「地 域気候変動適応センター」として位置づけ	
4. 1 組織再編により環境部から環境局へ名称変更 4. 1 環境調査センターが新施設において業務開始 4. 1 「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づき、新たな「地球温 暖化対策計画書制度」を開始	
	5. 10 バーゼル条約附属書を改定 (汚れた使用済みプラ スチックの輸出入を新たに制限) (施行 2021. 1. 1 予定) 5. 31 プラスチック資源循環戦略を策定 5. 31 食品ロスの削減の推進に関する法律の公布 (施行 10. 1)
6. 7 「令和元年度環境保全関係功労者表彰式」を開催 6. 15 「2019 年度あいち環境塾」を開講 6. 21 「AEL ネット環境学習スタンプラリー」を開始 (2020. 2. 13 ま で) 6. 30 「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」第五期生の開所式	6. 5 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関 する法律の一部改正 (機器廃棄時の規制強化等) (施行 2020. 4. 1) 6. 11 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を 閣議決定 6. 19 浄化槽法の一部改正 (合併処理浄化槽への転換促 進、管理の向上等) (施行 2020. 4. 1) 6. 28 G20 大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ ・29 ビジョン」を共有
7. 1 「SDGs 未来都市」に選定 7. 1 「あいちクールシェア 2019」を開始 (9. 30 まで)	7. 5 環境影響評価法施行令の一部改正 (太陽電池発電 所の設置の工事の事業等の対象事業への追加) (施行 2020. 4. 1)
8. 1 「第 49 回愛知県野生生物保護実績発表大会」を開催	
9. 28 「アクション油ヶ淵 2019」を開催	
10. 2 愛知県警察と自動車解体業に係る情報共有に関する覚書を締結 10. 18 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正 (優良浄化 槽保守点検業者認定制度の創設等) (施行 2020. 4. 1) 10. 20 「第 6 回三河湾大感謝祭」を開催 10. 26 「食品ロス削減シンポジウム」を開催	
11. 1 「あいちウォームシェア 2019」を開始 (2020. 3. 31 まで) 11. 13 「愛知県気候変動適応講演&ワークショップ」を開催 11. 23 もりの学舎の来館者が 60 万人を達成 11. 23 「Let's エコアクション in AICHI」を開催 ・24	
12. 23 「あいち低炭素社会づくりフォーラム」を開催 12. 23 「低炭素水素認証制度」に基づき、全国で初めて低炭素水素製 造に係る認証を実施 (3 件) 12. 27 愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正 (太陽電池発電所 の設置の工事の事業等の対象事業への追加) (施行 2020. 4. 1)	12. 2 COP25、京都議定書第 15 回締約国会合 (CMP15) 及びパリ協定第 2 回締約国会合第 2 部 (CMA2) を 開催 (スペイン・マドリード)

表紙写真

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業 (西尾市 見影保育園)	海ごみゼロウィーク 海岸清掃活動 (蒲郡市 竹島園地)
ストップ温暖化教室 (愛知県東大手庁舎 あいち環境学習プラザ)	水質パトロール隊 (名古屋市名東区 香流川)
尾張北部生態系ネットワーク協議会 県民参加型生物多様性モニタリング調査 (犬山市 八曾湿地)	かがやけ☆あいちサステイナ研究所 第五期生 開所式 (愛知県庁本庁舎正庁)



環境行政に関する県の問合せ先

局	課名	所在地	電話(代表)	
環境局	環境政策部	環境政策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2	052-961-2111
		環境活動推進課		
		水大気環境課		
		生活環境地盤対策室		
		自然環境課		
		地球温暖化対策課		
資源循環推進課	廃棄物監視指導室			
東三河総局	環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111	
新城設楽振興事務所	環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117(直通)	
尾張県民事務所	環境保全課、廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目 6-1	052-961-7211	
海部県民センター	環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111	
知多県民センター	環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111	
西三河県民事務所	環境保全課、廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211	
同	豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494(直通)	

- 愛知県の環境白書は愛知県環境局のホームページ「あいちの環境」でご覧になれます。

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

また、愛知県の環境白書は愛知県県民相談・情報センターで購入できます。

愛知県県民相談・情報センター

名古屋市中区三の丸 2 丁目 3 - 2 (愛知県自治センター 2 階 情報コーナー)

TEL 052-954-6164 (ダイヤルイン)



エコアクションを
はじめよう! つづけよう! つなげよう!
みんなでアクセス!

<http://aichi-eco.com>



愛知県は「SDG s 未来都市」として、
SDG s (持続可能な開発目標) の取組
を推進しています。

愛知の環境のあらまし

令和元年 12 月

発行 愛知県環境局環境政策部環境政策課

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2 (〒460-8501)

電話 052-954-6210 (ダイヤルイン)

愛知県環境局ホームページ「あいちの環境」

URL <https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

